

令和6年12月6日時点

立川市第4次特別支援教育実施計画 ～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～ (素案の案)

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

作成中



令和〇（202〇）年
立川市教育委員会

目次

第1章	はじめに.....	1
1	計画の目的.....	1
2	計画策定の経緯.....	1
3	他計画との関係.....	2
4	計画期間.....	3
5	計画範囲.....	3
第2章	計画策定にあたって.....	4
1	国の動き.....	4
2	東京都の動き.....	6
3	本市における特別支援教育の状況.....	7
4	立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り.....	27
第3章	計画の体系.....	33
1	計画の基本理念及び基本方針.....	33
2	計画の体系図.....	34
第4章	事業の展開と今後の主な取組.....	35
基本方針1	連続性のある多様な学びの場と支援の充実.....	35
基本方針2	学校における指導の充実.....	38
基本方針3	相談・連携体制の充実.....	42
資料編		45
1	用語解説.....	46
2	計画策定体制・経過.....	54

第1章 はじめに

1 計画の目的

立川市第4次特別支援教育実施計画は、令和7(2025)年度を初年度とする「立川市第5次長期総合計画」の個別計画である「第4次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。これらの関連する計画や東京都などの計画に留意するとともに、本市の特長である、途切れのない相談・支援体制を強化し、取組の方向や目標を定めるとともに基本施策や取組項目を示す計画として策定しました。

2 計画策定の経緯

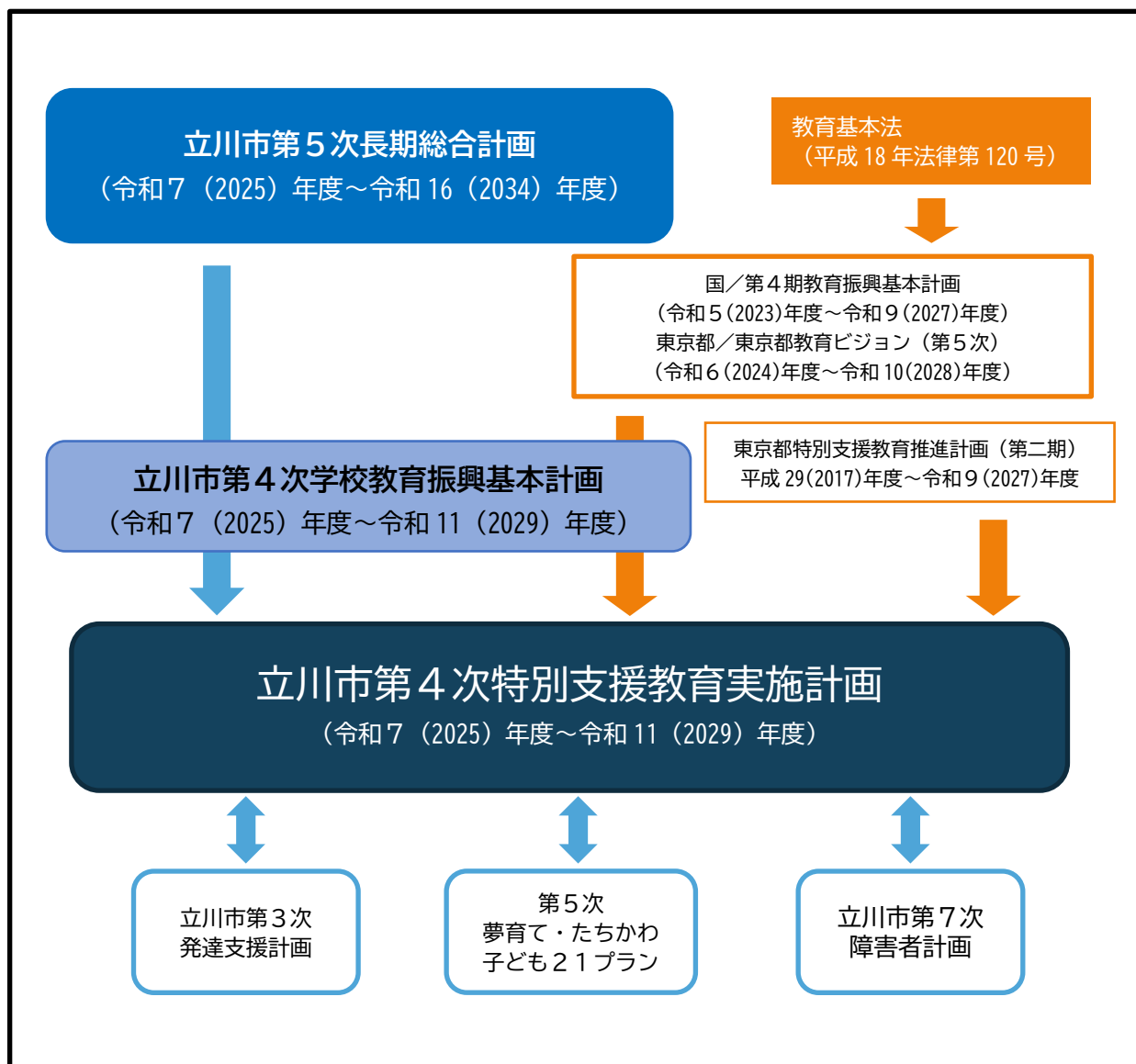
市教育委員会が実施してきた特別支援教育に関わる事業と小中学校の状況、国や東京都の動向等を踏まえ、平成26(2014)年に「特別支援教育実施計画」を、平成29(2017)年に「第2次特別支援教育実施計画」、令和2(2020)年には「第3次特別支援教育実施計画」を策定し、これらに基づいて特別支援教育の推進に取り組んできました。

また、令和2(2020)年には「立川市第4次長期総合計画(後期期基本計画)」の策定に伴い、子どもと子育てに関する総合計画である「第4次夢育で・たちかわ子ども21プラン」や途切れのない発達支援に関する「第2次発達支援計画」、障害者施策に関する「第6次障害者計画」、学校教育に関する「第3次学校教育振興基本計画」などを策定し、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

立川市第4次特別支援教育実施計画は、立川市第3次特別支援教育実施計画の計画期間が令和6(2024)年度末であることから、その方向性を引き継ぎ、令和7(2025)年度以降の5年間の立川市の学校教育の中で、具体的な特別支援教育の取組の方向性等を定めるため、学識経験者や関係団体、学校、保護者・公募市民等で構成する立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会等の協議を経て策定しました。

3 他計画との関係

計画策定にあたっては、国の第4期教育振興基本計画や東京都の東京都教育ビジョン(第5次)、東京都障害教育推進計画、東京都特別支援教育推進計画(第二期)を参酌するとともに、関連する立川市第4次学校教育振興基本計画等の個別計画との整合を図っています。



4 計画期間

立川市第5次長期総合計画・前期基本計画や第4次学校教育振興基本計画の計画期間と整合を図り、令和7（2025）年度を初年度とする5年間を計画期間とします。



5 計画範囲

就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組や保護者や子ども自身の悩みに応じる相談などについては、本計画で設定した目標に沿って活動していきます。一方、主に、就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談については、「第3次発達支援計画」に沿って活動し、途切れのない相談・支援体制を進めます。



第2章 計画策定にあたって

1 国の動き

障害者基本法

平成23(2011)年8月改正

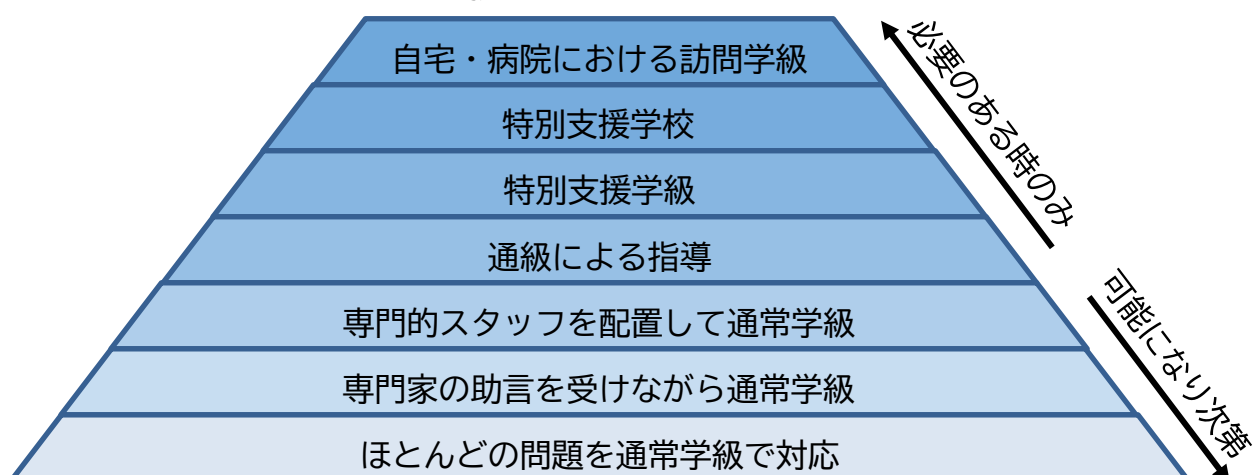
- 教育については、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと、児童・生徒及びその保護者への必要な情報の提供、「交流及び共同学習」の実施、人材の確保及び資質の向上等が示されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成24(2012)年7月報告

- 共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備や多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進をすること、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上をすることなどについてまとめられています。

インクルーシブ教育システムにおける「多様な学びの場」



障害者の権利に関する条約

平成26(2014)年2月批准

- 教育については、障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

発達障害者支援法

平成28(2016)年5月改正

- 教育については、国及び地方公共団体が、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮することや、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成やいじめの防止等のための対策の推進を行うこと等が規定されています。

GIGAスクール構想

令和2(2022)年1月通知

- 全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びの場と協働的な学びを実現するため、児童・生徒の一人1台端末が整備されています。特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力の一層確実な育成を目指しています。

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適
な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」

令和3(2021)年1月答申

- 特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件を整備し、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備、特別支援教育を担う教員の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実などが求められています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3(2021)年9月施行

- 医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われるなど、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることが示されています。

こども基本法

令和5(2023)年4月施行

- すべての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

第4期教育振興基本計画

令和5(2023)年6月策定

- 子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進しています。

2 東京都の動き

東京都特別支援教育推進計画(第二期)
第二次実施計画

平成29(2017)年2月策定

- 小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸長させるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

東京都教育ビジョン(第5次)

令和6(2024)年3月策定

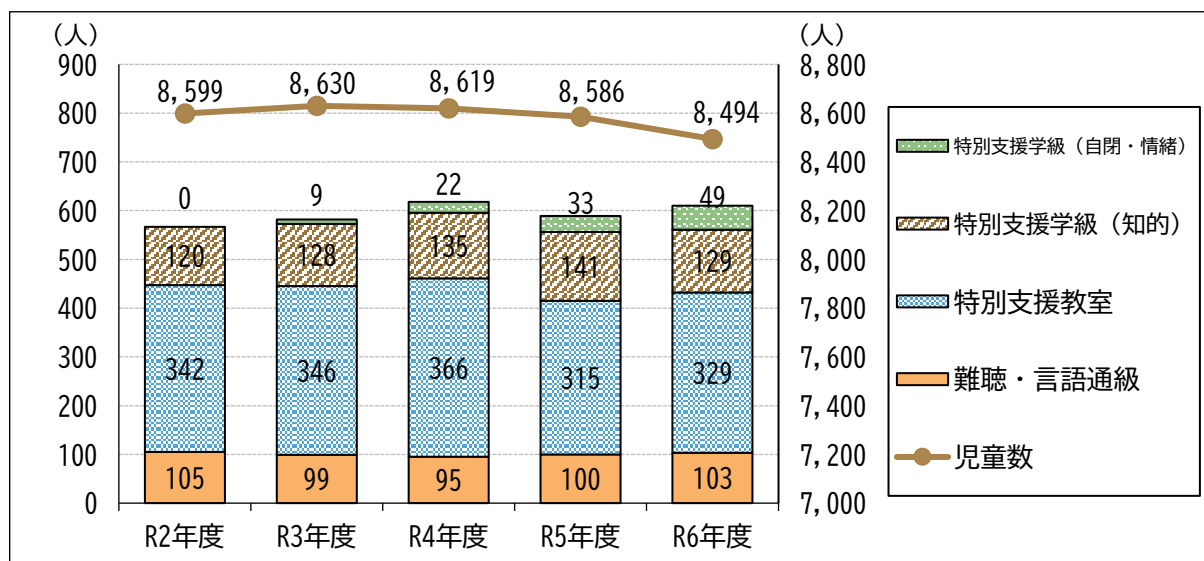
- 多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実を図り、子どもたちが、尊重し合いながら学ぶ環境を整備することが示されています。

3 本市における特別支援教育の状況

市の状況

(1)特別支援学級等に在籍する児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)について

①小学校



小学校では自閉症・情緒障害特別支援学級が2校、知的障害特別支援学級が7校設置されています。また、特別支援教室は全校に、言語障害通級指導学級（ことばの教室）が2校、難聴通級指導学級（きこえの教室）が1校に設置されています。

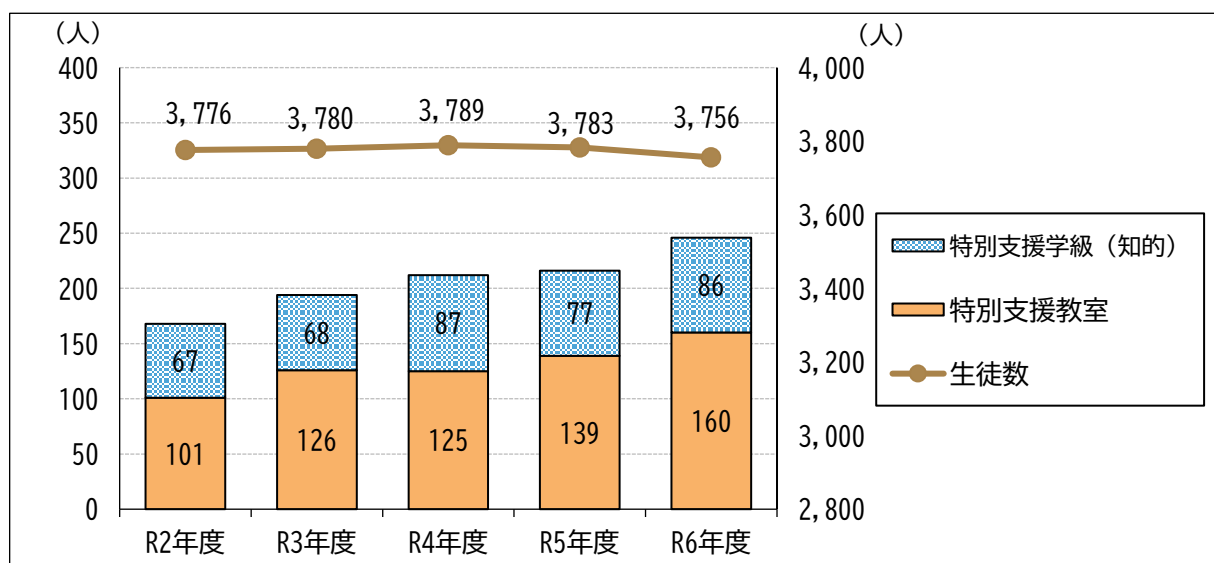
自閉症・情緒障害特別支援学級では児童数は増加傾向となっており、知的障害特別支援学級では130人前後で推移しています。

特別支援教室は平成30（2018）年度に全校に設置が完了し、以降は利用児童数が増加傾向でしたが、近年は横ばいで推移しています。

また、難聴・言語障害通級指導学級は100人前後で推移しています。



②中学校

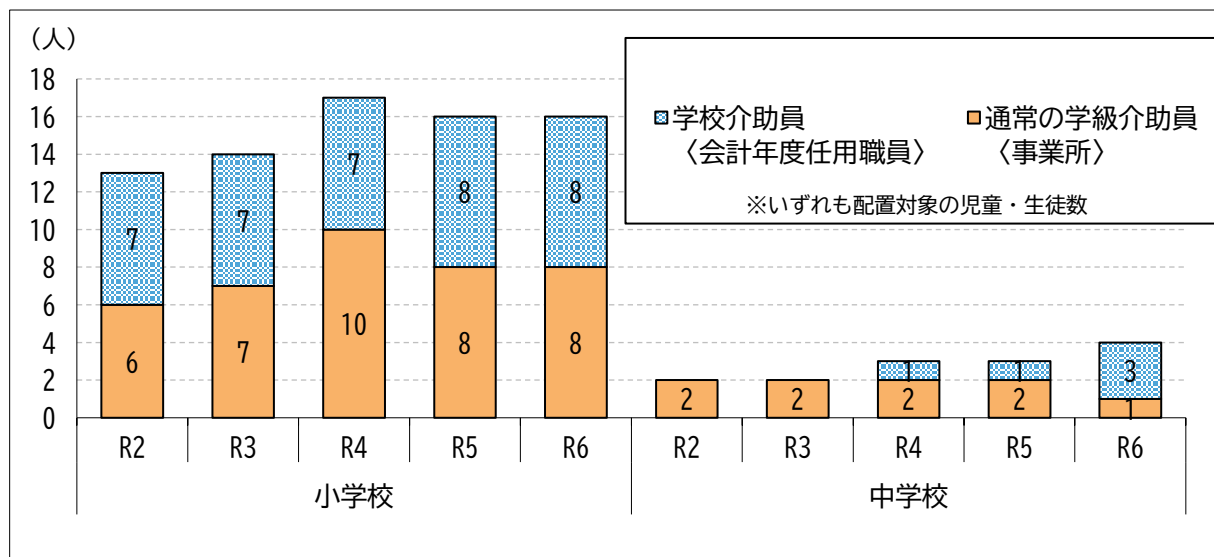


中学校では知的障害特別支援学級が3校、特別支援教室は全校に設置されています。知的障害特別支援学級の生徒数は、近年は80人前後で推移しています。

特別支援教室は令和3（2021）年度に全校設置が完了し、利用生徒数は増加傾向となっています。

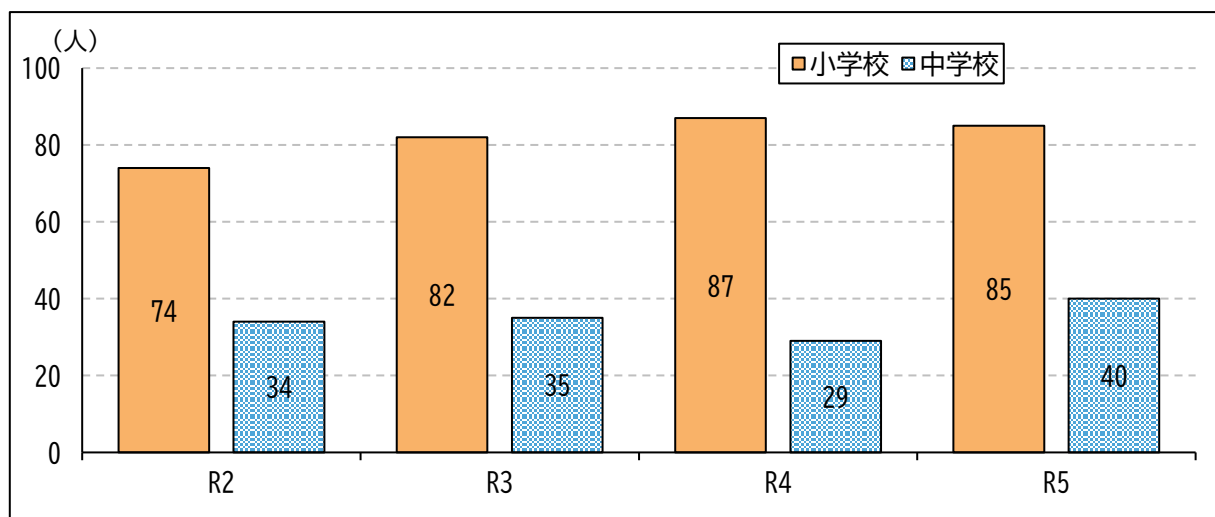
(2)学級介助員・通常の学級介助員の配置状況

①学級介助員・通常の学級介助員（各年5月1日現在）



通常の学級において、肢体不自由等により、常時支援を必要とする場合に通常の学級介助員を派遣し、見守り等の随時支援が必要な場合に、学校介助員を派遣しています。年に2～3回の支援会議（保護者、学校、介助員、教育委員会）において、課題の確認、今後の進め方を検討しています。相談員による授業観察や避難訓練の視察実施も行っています。

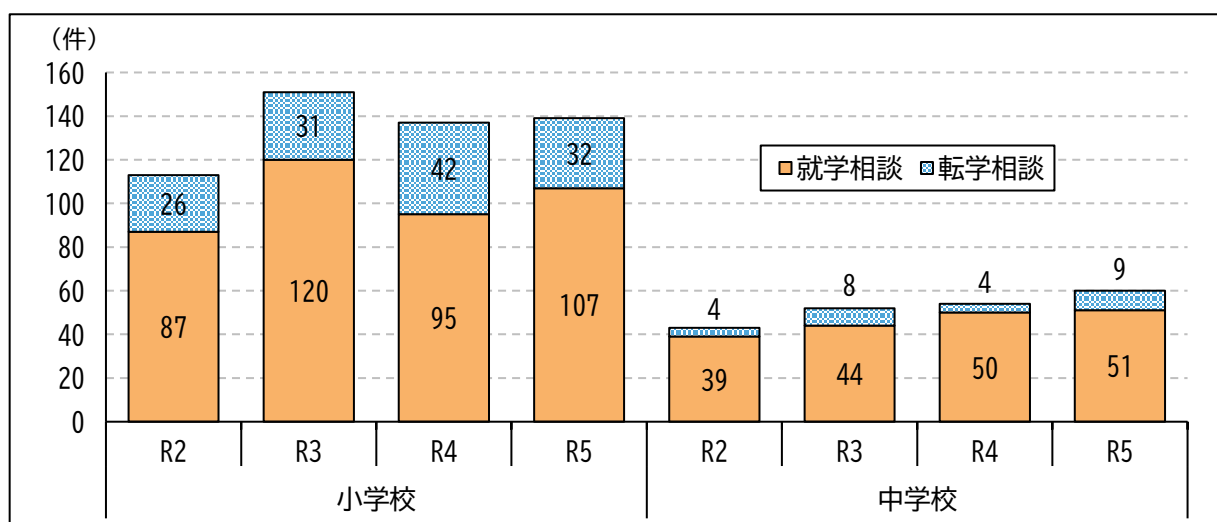
②学校支援員



学校支援員は、児童・生徒の学校生活への適応支援や、学校生活に困難が見られる児童・生徒が在籍する学校や学級の支援、通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒に対する支援などを行っています。

(3)就学相談・転学相談

①申込件数の推移



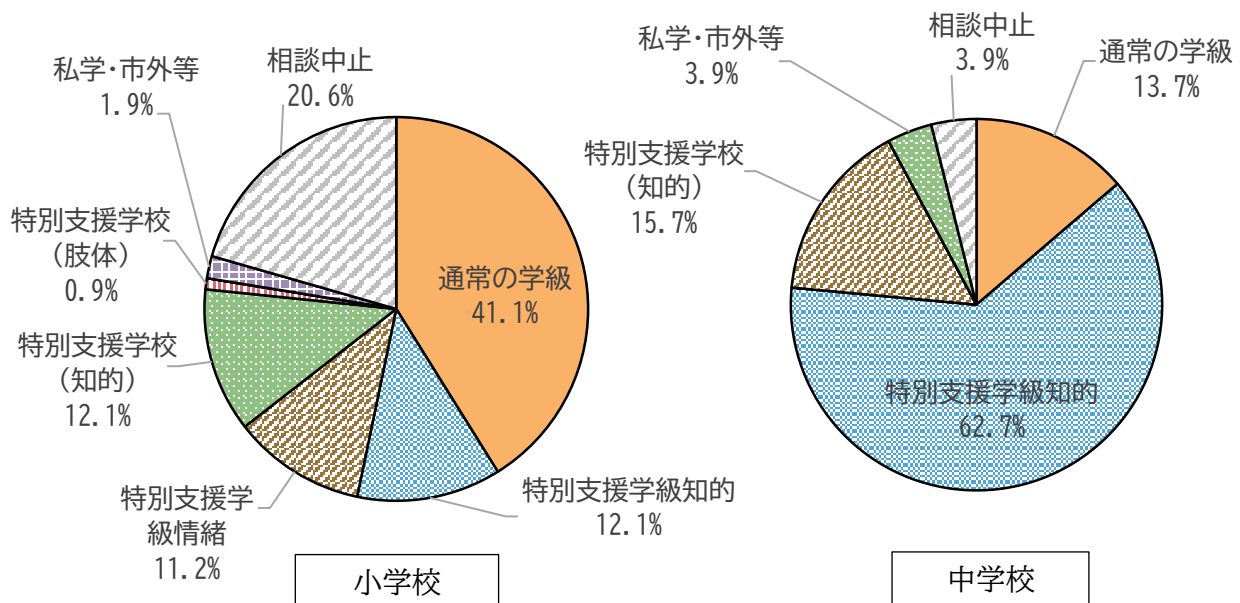
就学・転学相談では必要な情報や支援学校等の見学・体験の機会を提供しながら、子どもの能力や可能性を最も伸ばせる教育環境や必要な支援の内容を保護者と一緒に考えています。

小学校の就学相談では保護者の意向により、年度により申込件数に変化が見られます。一方、中学校の就学相談の申込件数では増加傾向となっています。

②就学先の内訳(令和5(2023)年度)

〈就学相談〉 ()内は、就学後も継続相談を要するケースで内数 (件)

	通常の 学級	特別支援学級		特別支援学校			転出 私学	相談 中止	合計
		知的	情緒	知的	肢体	他			
小学校	44 (7)	13 (1)	12 (0)	13	1	0	2	22	107 (16)
中学校	7 (3)	32 (1)	0 (0)	8	0	0	2	2	51 (4)
計	51 (18)	45 (2)	12 (0)	21	1	0	4	24	158 (20)



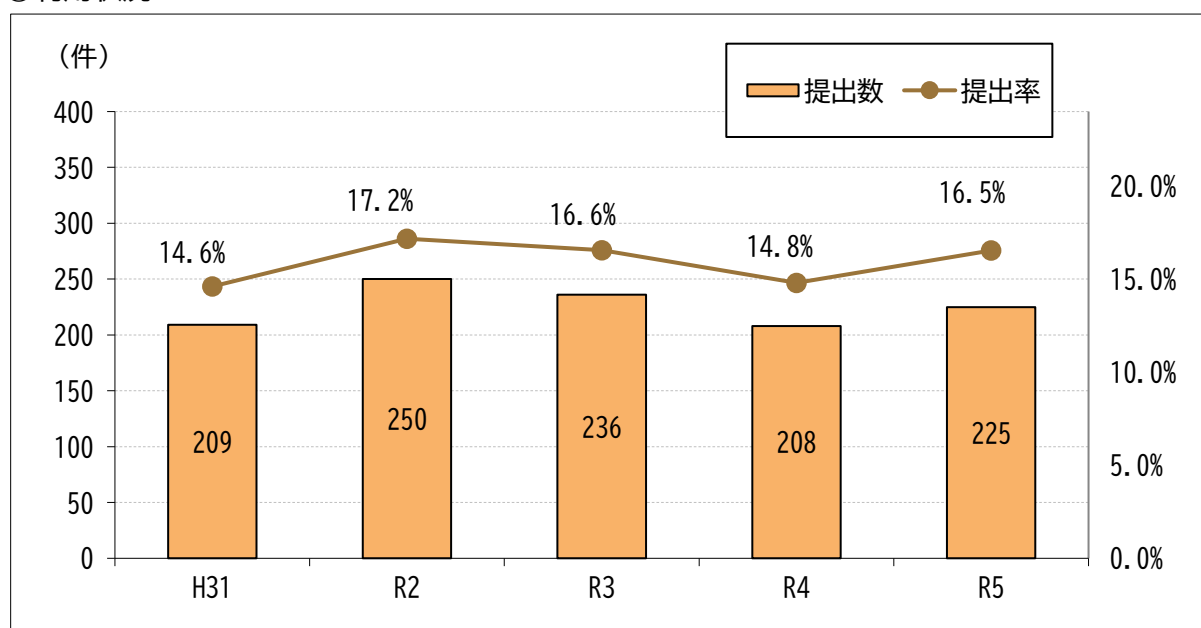
〈転学相談〉 ()内の数字は、年度の途中で転学したケースで内数。 (件)

	通常の 学級	特別支援学級		特別支援学校			転出 私学	次年度 持越し	相談 中止	合計
		知的	情緒	知的	肢体	他				
小学校	1 (1)	14 (7)	9 (1)	1	0	0	0	1	7	32 (9)
中学校	3 (0)	3 (3)	0 (0)	0	0	0	0	1	3	9 (3)
計	4 (1)	17 (10)	9 (1)	1	0	0	0	2	10	41 (12)

小学校の就学相談での就学先は、特別支援学級(知的・情緒)が23.3%、特別支援学校(知的・肢体)が13.0%でした。中学校では特別支援学級(知的)が62.7%、特別支援学校(知的)が15.7%でした。また、保護者が相談の過程において、通常の学級への就学を選択し、相談を途中で中止したなどのケースが小学校で22件(20.6%)ありました。

(4)「就学支援シート」による小学校への接続について

①利用状況



「就学支援シート」はお子さんが豊かで楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、保護者が幼稚園、保育園、その他専門機関の方と協力して作成し就学する小学校に引き継ぐものです。就学先の小学校は、「就学支援シート」を参考に「個別指導計画」を作成し、学校での教育的支援を行っています。毎年 200 件を超える「就学支援シート」を保護者の方から提出をいただいています。

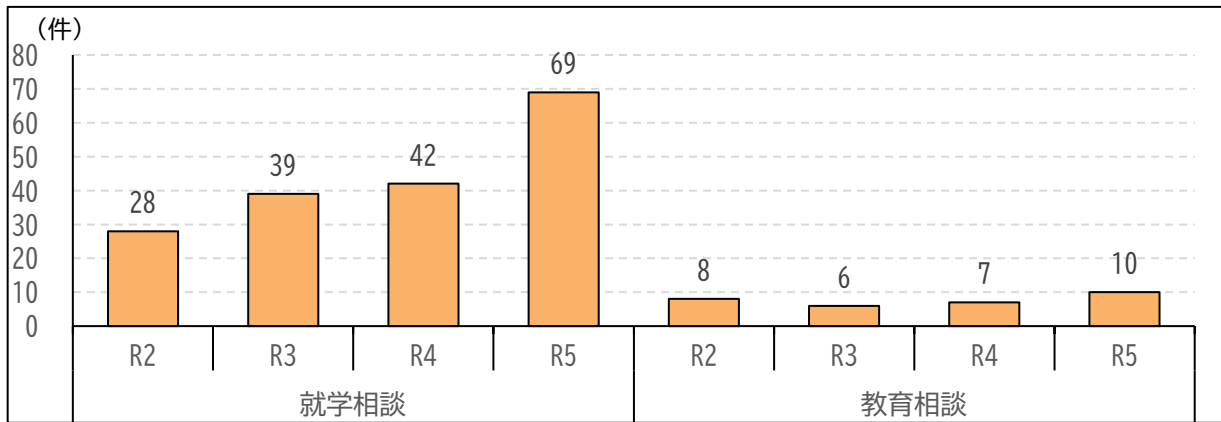
② 令和5(2023)年度提出者(令和6(2024)年度に市立小学校に入学した児童)の内訳

※()は前年度の件数

		通常の学級に就学	特別支援学級に就学
提出件数		206 (196)	19 (12)
入学前面談を希望		115 (106)	16 (8)
就 学 前 機 関	公立保育園	23 (23)	4 (1)
	ドリーム学園	0 (1)	1 (1)
	幼稚園	60 (54)	3 (3)
	私立保育園	102 (92)	8 (5)
	市外保育園等	21 (21)	3 (2)

(5) 子ども家庭支援センター発達支援係との連携

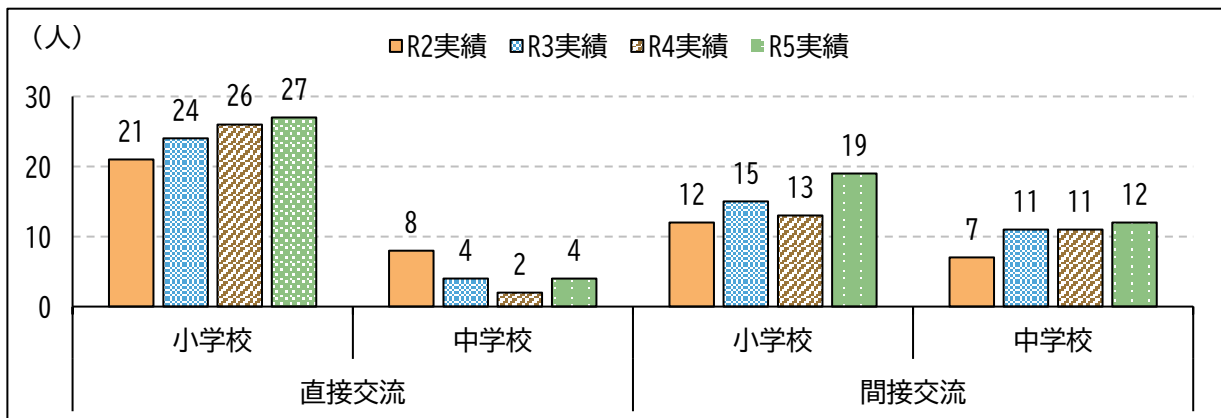
発達相談から就学相談・教育相談につないだ件数



教育支援課では就学相談説明会の開催や保護者への就学相談・教育相談のご案内を通して、発達相談や発達支援親子グループ、幼稚園・保育園での巡回相談等で関わっていたケースが円滑に就学相談や教育相談につながるよう、子ども家庭支援センターと連携しています。

(6) 副籍制度の状況

交流内容の内訳



副籍制度は、都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流（例：学校行事や学習活動への参加）や間接的な交流（例：学校・学級だよりの交換）を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

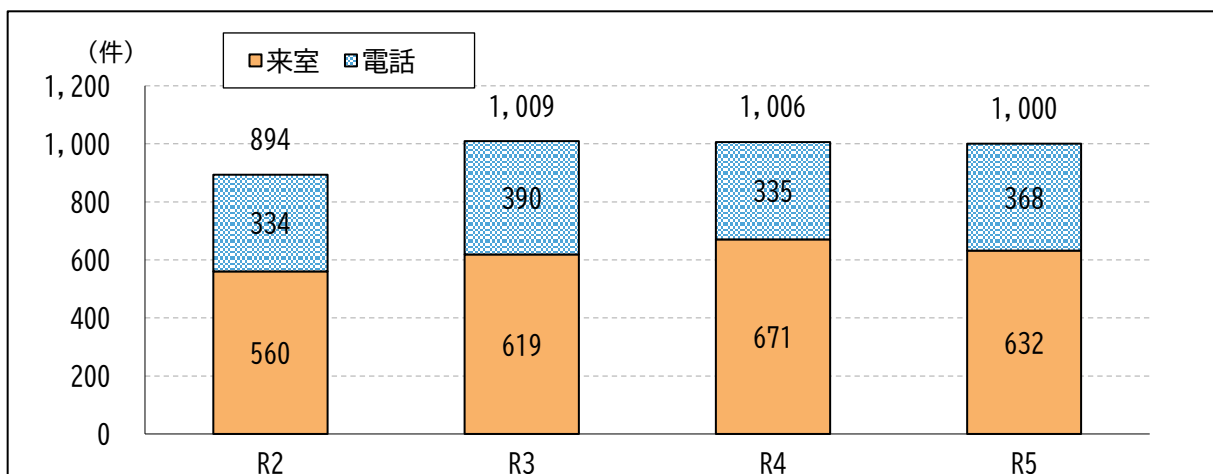
交流活動の実施件数は、小学校では直接交流・間接交流ともに、中学校では間接交流が増加傾向にあります。

(7)教育相談

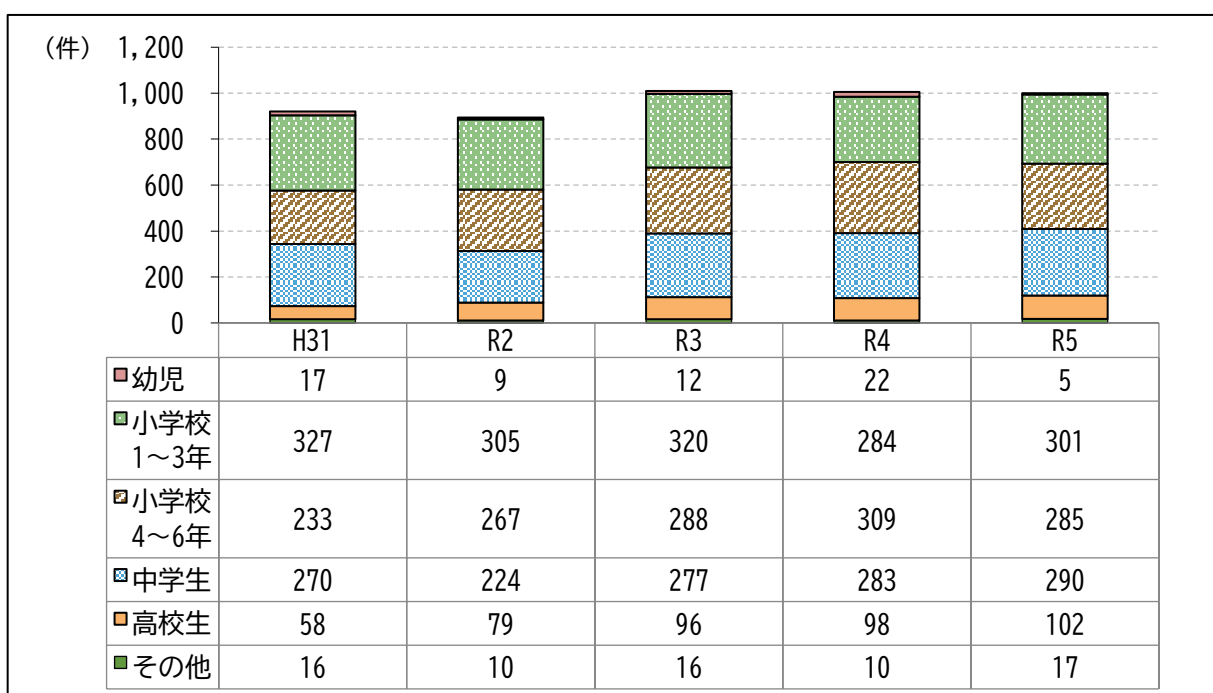
登校したがない、友達とうまく遊べない、発達の遅れが気になる等、子育ての不安や心配事、子ども自身の悩みについて、心理の専門職である教育相談員がカウンセリングや遊戯療法等を行うとともに、学校などの関係機関と連携し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげています。

また、学校からの要請により教育相談員が学校訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の授業観察等を通して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行っています。

①相談方法別相談件数の推移



②相談件数の所属別内訳



③来室相談及び電話相談の年代別主訴(上位 3 位)

【来室】

所属	主訴	件数	割合
幼児	発達障害(疑い)	1	100%
小学校 1～3年	発達障害(疑い)	34	20.7%
	学業不振	22	13.4%
	落ち着きなし	21	12.8%
小学校 4～6年	発達障害(疑い)	33	17.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	28	15.0%
	学業不振	25	13.4%
中学生	不登校	50	26.7%
	発達障害(疑い)	26	13.9%
	学業不振	25	13.4%
高校生	不登校	32	37.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	13	15.3%
	発達障害(疑い)	10	11.8%
その他	不登校	3	37.5%
	子育て	2	25.0%
	いじめ/発達障害(疑い)/その他	1	12.5%

【電話】

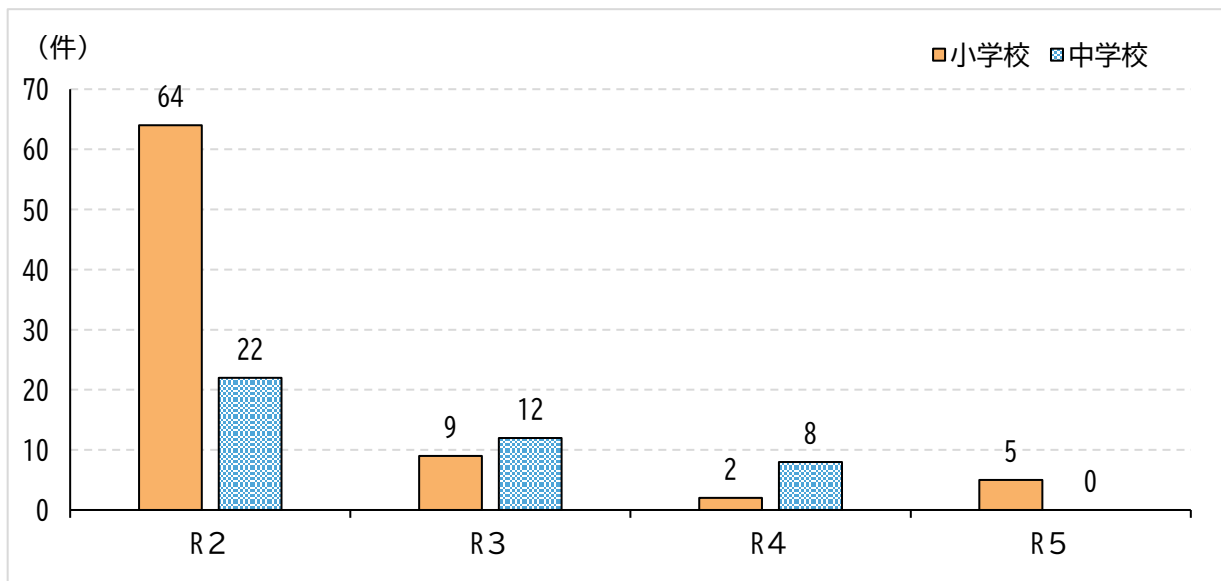
所属	主訴	件数	割合
幼児	登園渋り/反抗/言語/情報	1	25.0%
小学校 1～3年	発達の遅れ	18	13.1%
	不登校/学業不振	17	12.4%
	その他行動に関する事	11	8.0%
小学校 4～6年	不登校	24	24.5%
	情報	7	7.1%
	友人関係/発達の遅れ/学業不振/その他発達の関すること	6	6.1%
中学生	不登校	27	26.2%
	学業不振	13	12.6%
	情報/その他行動に関する事	12	11.7%
高校生	その他心身・発達に関する事	4	23.5%
	不登校	3	17.6%
	進路・進学/情報	2	11.8%
その他	情報	2	22.2%
	不登校/発達の遅れ/その他進路・適性に関する事/子への対応/近況報告/いじめ/その他	1	11.1%

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業等を受け、令和2（2020）年度の相談総件数は900件程度でしたが、令和3（2021）年度以降は、来室、電話相談の内訳に変動はあるものの、総件数としては1,000件程度で推移しています。

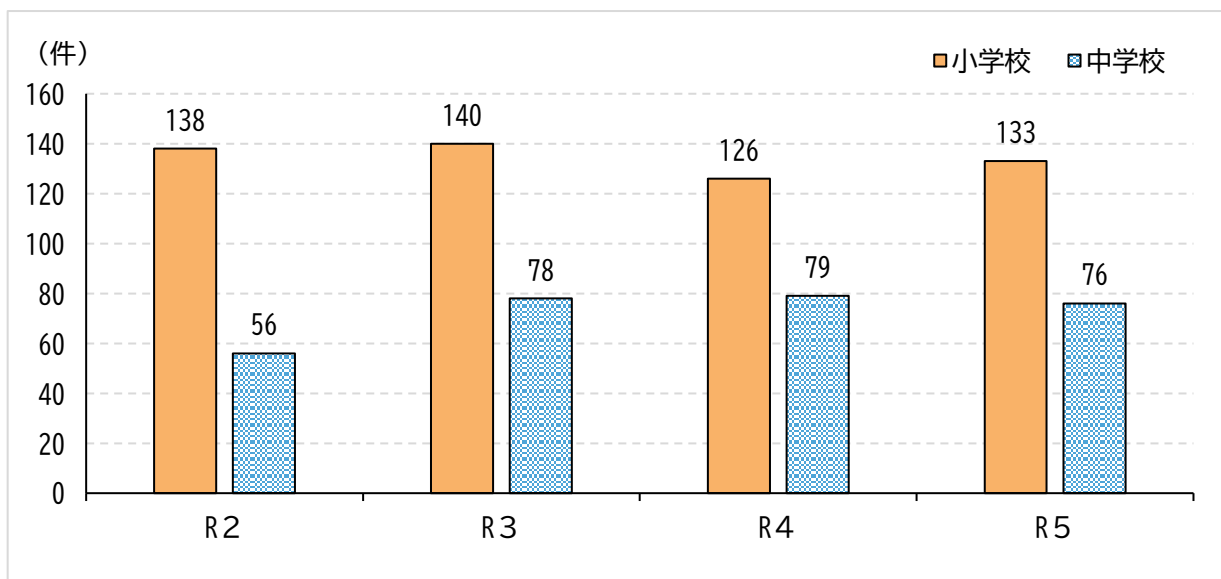
相談件数の所属別内訳では、令和5（2023）年度では小学生が約6割、中学生が約3割、高校生が約1割となっており、近年はこの程度で推移しています。

発達障害や不登校などが相談内容の上位となっております。

④教育相談員による巡回相談件数



⑤東京都教育委員会の巡回心理士の派遣



教育相談員による巡回相談では、令和2（2020）年度は市ではコロナ禍による臨時休業明けの児童・生徒の心のケアのため、臨時巡回相談を全校に実施したため、相談件数が多くなっています。

東京都教育委員会の巡回心理士の派遣では、発達障害の児童・生徒など特別な指導・支援を必要とする児童・生徒について助言を行う、特別支援教室の運営に係る巡回を実施しています。中学校においては、令和3（2021）年度に特別支援教室が全校設置されたため、派遣対象校が令和2（2020）年度の7校から9校に増えました。

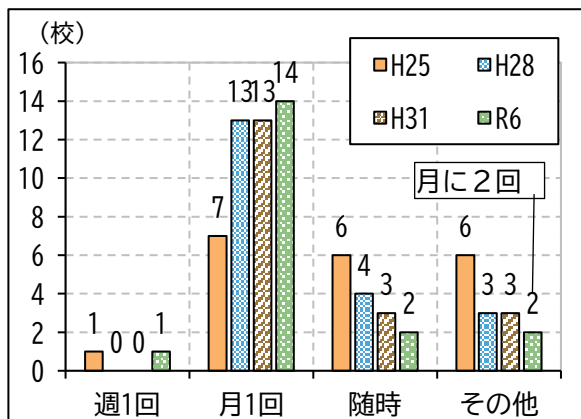
市の教育相談員の巡回相談と東京都教育委員会の巡回心理士の派遣では、学校と連携し、専門的知見から必要な助言を行っています。

学校における特別支援教育の取組等の状況

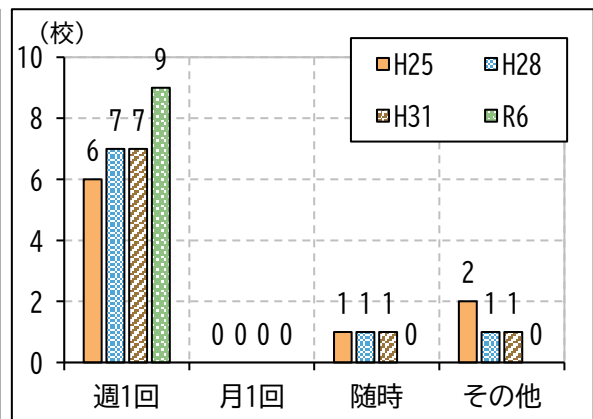
市立小中学校28校における特別支援教育の取組等について調査し、これまでの計画策定時点と比較しました。

(1)校内委員会

①開催状況(小学校)

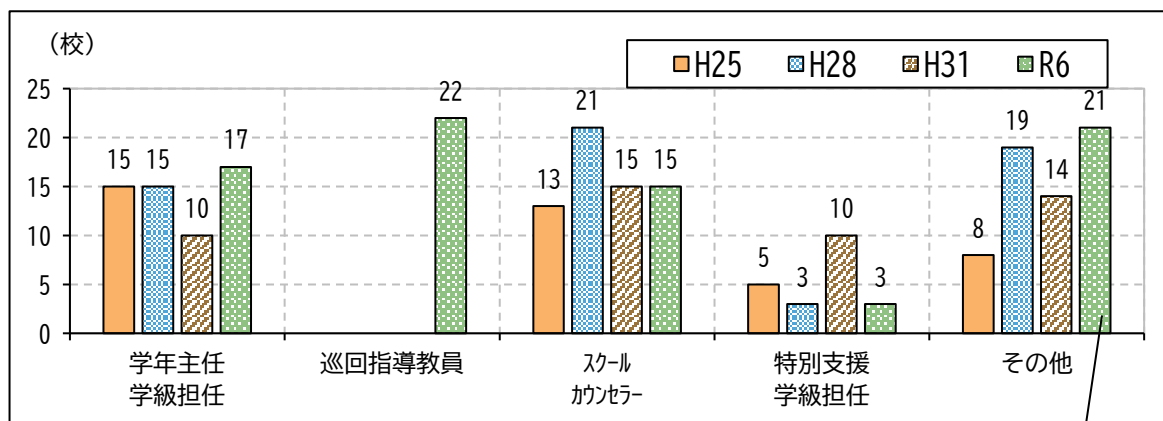
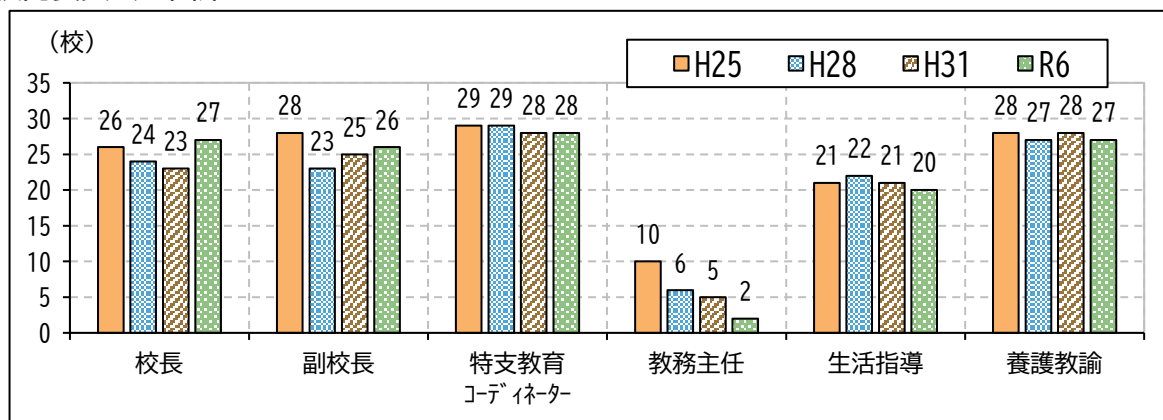


②開催状況(中学校)



定期的に校内委員会を開催する学校が増加し、中学校は全校、週1回で開催しています。

②校内委員会の出席メンバー

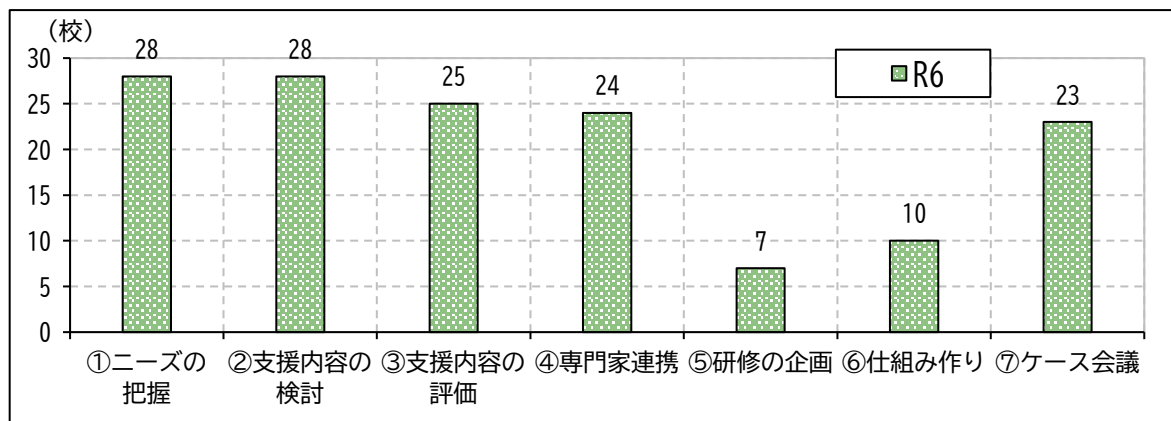


*今回の調査から、巡回指導教員についても調査対象とした。

前回の調査時点と比較して、教務主任の出席は減っていますが、それ以外は、同様の出席状況です。特別支援教室が全校設置となったことから、巡回指導教員が参加することが多くなり、特別支援学級担任が減少しています。

令和6年度 その他の内訳
 特別支援教室専門員: 8校
 スクールソーシャルワーカー: 6校
 通級(言語・難聴)担当教員: 4校
 都の巡回心理士: 2校
 校内別室指導支援員: 1校

③校内委員会の役割として実施したもの



前回までは、児童・生徒の実態について共通理解をしていることのみ調査を行い、全ての学校で、その役割を果たし

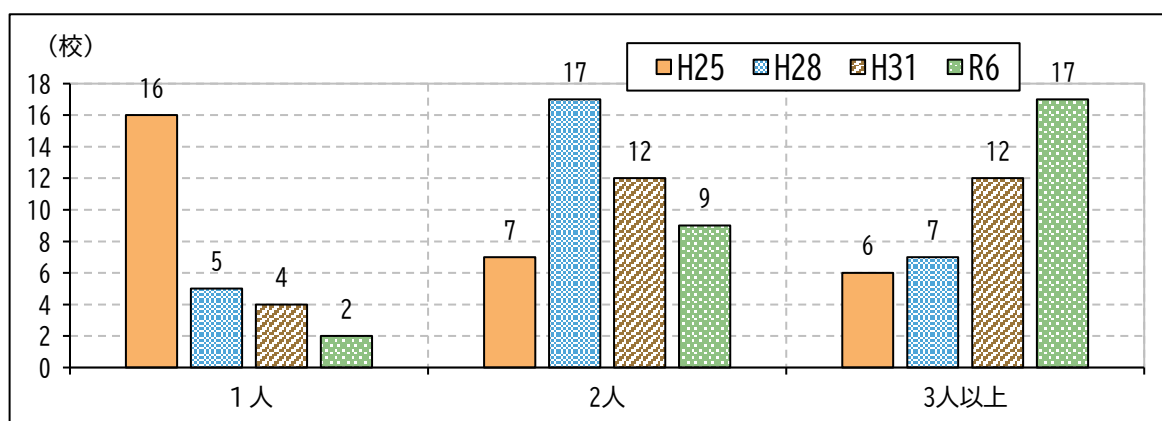
選択肢の詳細

- ① 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- ② 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
- ③ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- ④ 支援内容に関する判断を専門家(審査会等も含む)に求めるかどうかの検討
- ⑤ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- ⑥ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り
- ⑦ 必要に応じて、児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議

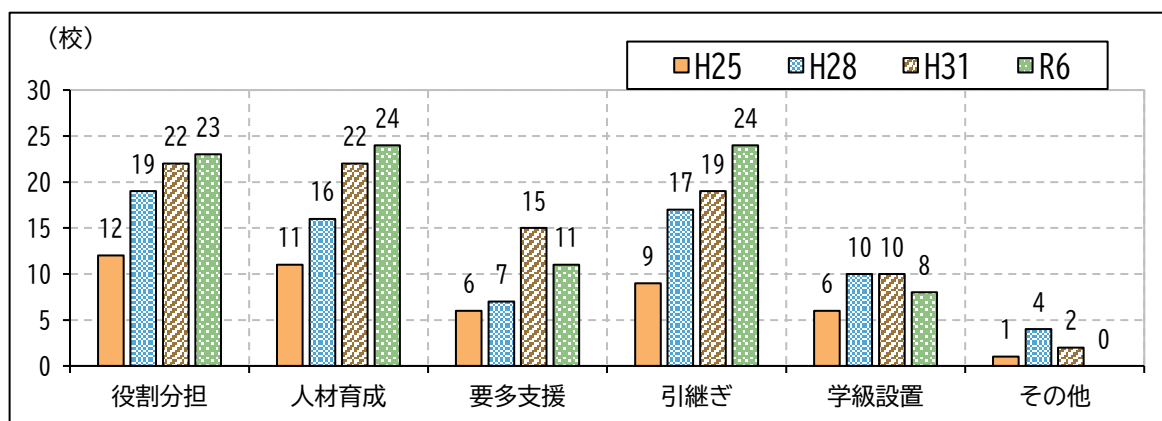
ていました。今回は、項目を分けて調査しました。ニーズの把握や支援内容の検討については、全ての学校で行われています。特別支援教育に関する研修の企画や特別支援教育に関する仕組み作りについては、校内委員会の役割としては、一部の学校にとどまっています。

(2) 特別支援教育コーディネーター

① 指名人数



② 複数配置の理由について

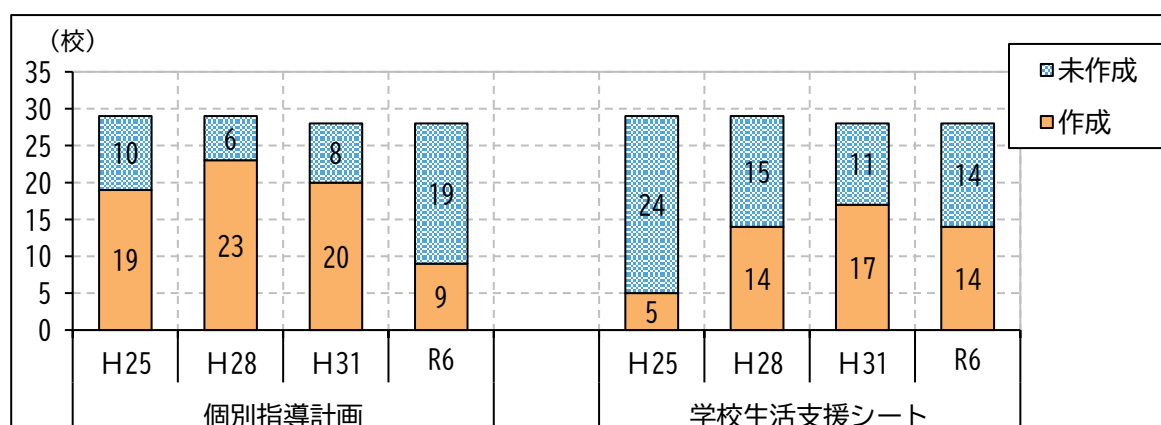


全小中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。調査を重ねる毎に、複数配置(特に3人以上)が進み、校内の情報共有、円滑な引継ぎにつながっています。校内における指名人数は1名となっている学校もありますが、巡回指導教員を特別支援教育コーディネーターの副担当とすることで、実質、全校で複数名の指名を行っています。

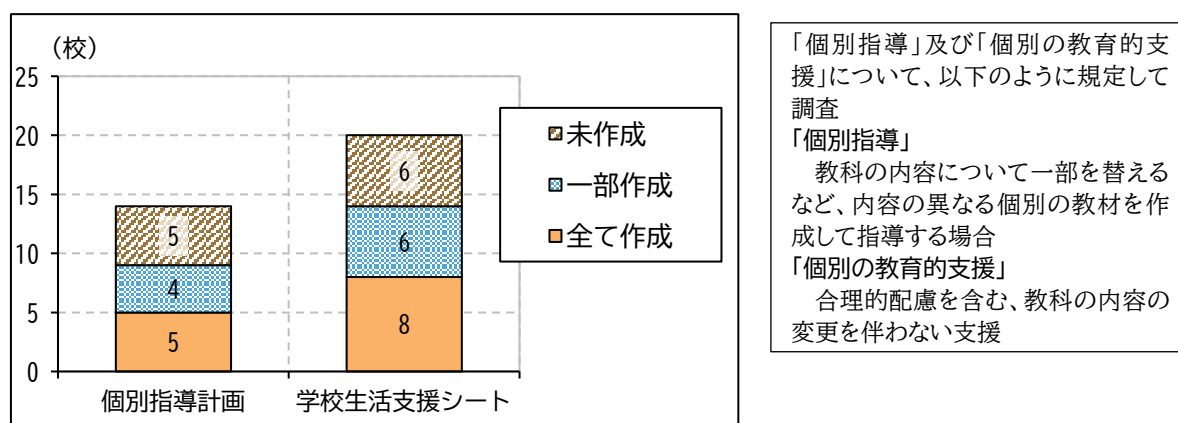
(3)通常の学級に在籍する児童・生徒に対する支援の状況

前回までは、通常の学級に在籍する児童・生徒(通級による指導を利用している児童・生徒を除く)における「学校生活支援シート(個別的教育支援計画)」及び「個別指導計画」の作成状況のみ調査していました。今回調査では、個別指導や個別的教育的支援を必要とする児童・生徒数を調査し、そのうち計画を作成している児童・生徒数を調査しています。また、作成していない場合についてはその理由についても調査しています。

①学校生活支援シート及び個別指導計画を作成した経年比較



②要個別指導、要個別的教育的支援の児童・生徒に対する計画の作成状況

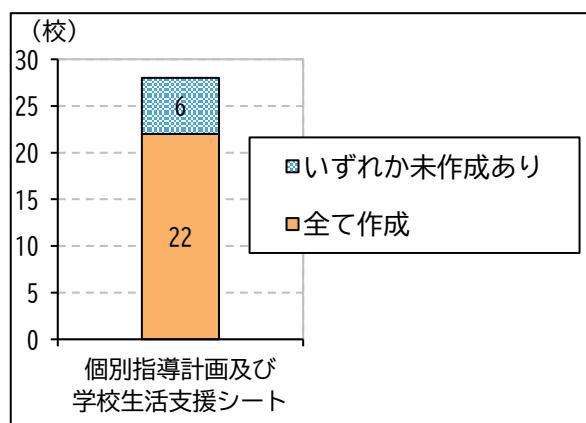


通常の学級に在籍し、通級による指導等を利用しておらず、個別指導または個別的教育的支援を必要と判断した児童・生徒のうち、「個別指導計画」または「学校生活支援シート」を作成している学校の割合は6割程度です。個別指導等が必要であるにも関わらず計画を作成していない理由としては、主に保護者と個別の指導等について合意形成できなかったことですが、学校として作成が必要と判断しなかったこともあげられました。個別指導が必要と判断した学校が少なくなっていますが、通級による指導の利用者数も増えていることから、必要な支援につながっていることや、通常の学級における指導の工夫等により、個別の対応が減っているとも考えられます。

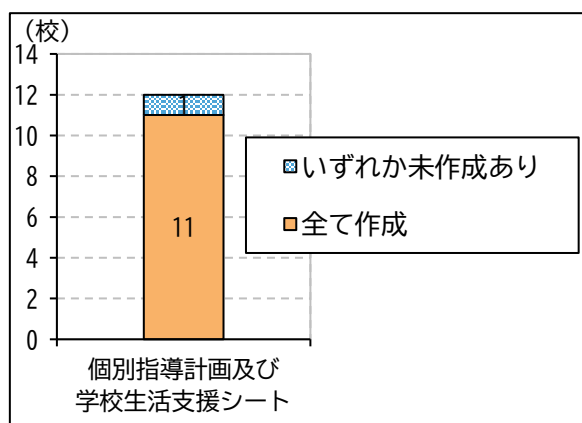
(4)通級による指導を利用または特別支援学級在籍の児童・生徒に対する支援の状況

通級による指導を利用または特別支援学級に在籍する児童・生徒については、「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成し、計画的な指導・支援を行います。近年、児童・生徒の状況も多様となっており、計画の作成ができない状況があることが明らかになったことから、状況を改善するために調査しています。

①通級による指導



②特別支援学級



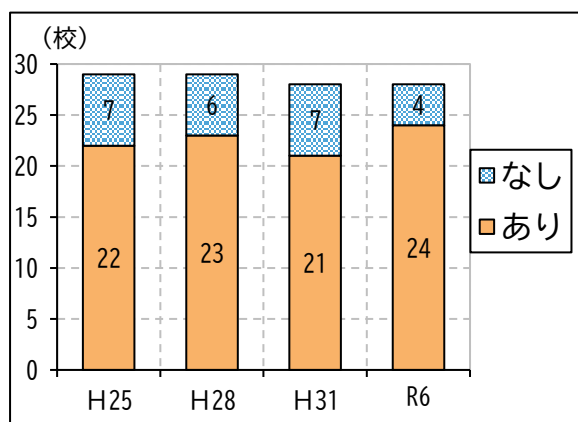
特別支援学級の児童・生徒についてはほとんどの学校が計画を作成しています。通級による指導を利用している児童・生徒については、未作成のある学校が多く見受けられます。作成していなかった理由として、保護者と合意形成が図れなかったことや学校に登校しておらず、状況把握や保護者面談が困難だったことがあげられました。また、他の資料で兼ねていたと回答した学校もあります。そのほか、通級による指導を受けている児童・生徒に対し、校内で作成しなければいけないと認識していなかった学校がありました。本回答に対するヒアリングの際、今年度は作成していると回答した学校もあります。全ての教師がこの二つの計画についての正しい理解と知識を深め、教員間の連携に努めていく必要があります。

≪参考資料≫ 個別指導計画、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の作成と活用 (小学校(中学校)学習指導要領第1章第4の2の(1)のエ)

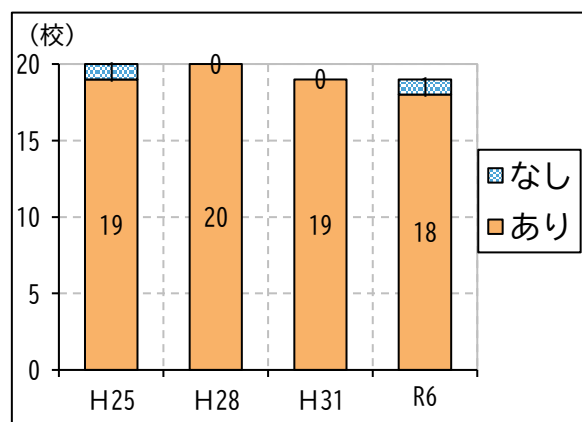
障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(5)「就学支援ファイル」、「就学支援シート」の活用状況

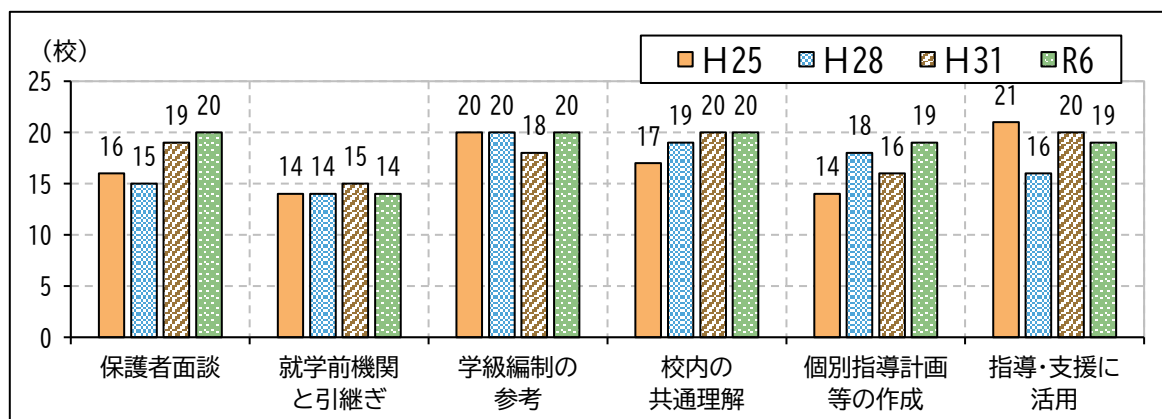
①「就学支援ファイル」の受理



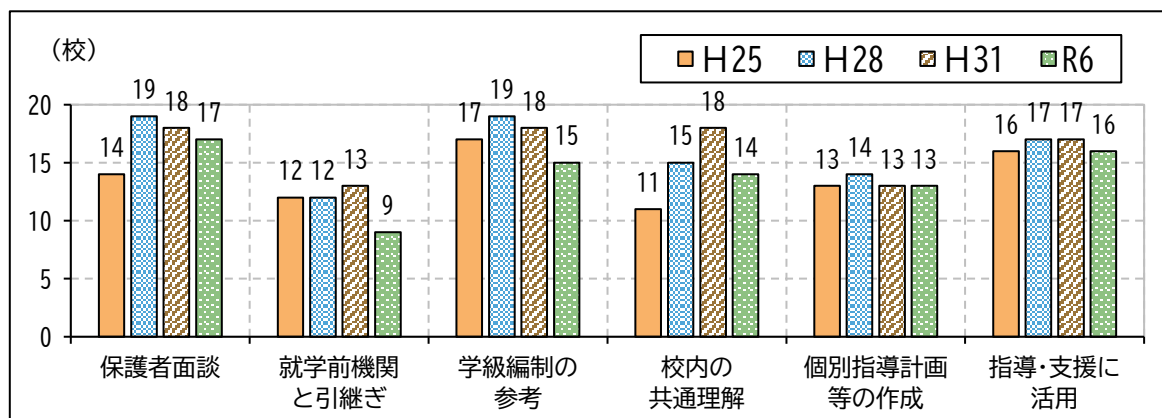
②「就学支援シート」の受理(小学校)



③「就学支援ファイル」の活用状況



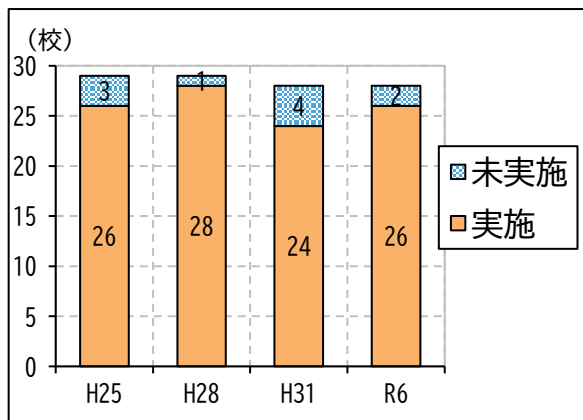
④「就学支援シート」の活用状況(小学校)



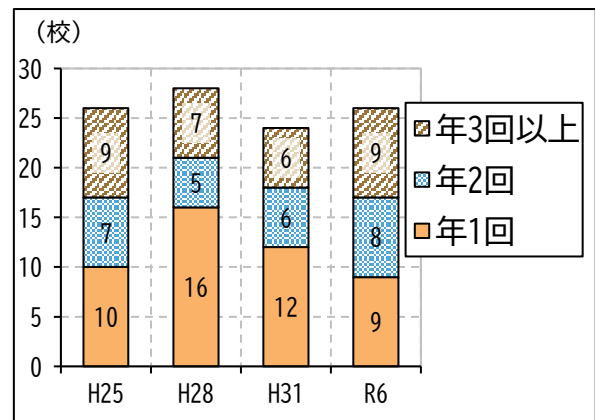
幼稚園・保育園から小学校への引継ぎについては、就学相談の利用に伴う「就学支援ファイル」と、保護者と就学前期間が作成して提出する「就学支援シート」が、ツールとして定着していますが、「就学支援ファイル」「就学支援シート」いずれにおいても、就学前機関との引継ぎに活用するケースは少ないようです。多くの学校が、入学前の保護者面談や、指導・支援に活用していると回答していますが、保護者からは、活用に対しての不安の声も出ており、「個別指導計画」や「学校生活支援シート」など、その後の指導・支援の計画に反映することで、就学・進学後の指導・支援について合意形成を図っていく必要があります。

(6) 特別支援教育についての校内研修の状況

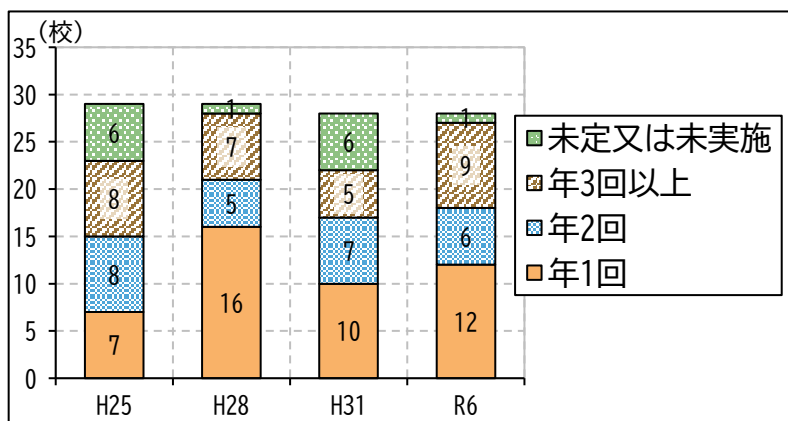
① 調査前年度実施



② 実施校の実施回数



③ 当該年度実施予定

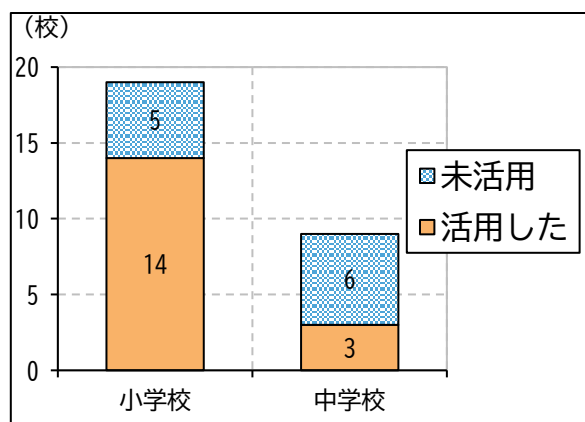


特別支援教育についての校内研修の実施状況ですが、多くの学校で特別支援教育に関する研修が実施されており、障害のある児童・生徒理解及びその対応方法などについて、教員の資質向上に努めています。実施しなかった理由としては、日程

調整ができなかったことや、校内研修とは別に事例検討会を開いているため、校内研修としては実施しなかったとする学校がありました。今年度は、多くの学校で研修を予定しています。実施しない理由として、前年度に研修を実施したことや定期的に特別支援教育を担当する教員から啓発資料を配布していることが挙げられています。多様な教育課題に対する研修を実施するため、日程を確保し研修を実施していくことが難しい中、資質向上の方法や内容などを工夫しています。

(7)特別支援教育にかかるICTの活用

①通常の学級における障害による学習上の困難さに応じた ICT 活用

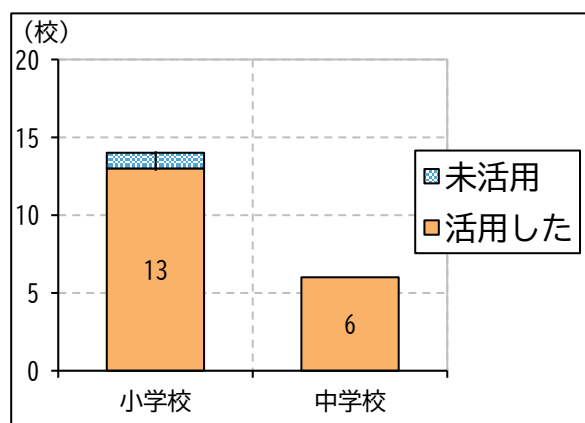


近年、一人一台のタブレット端末の整備などが進み、特別支援教育における ICT 活用が進んできました。そこで、今回の計画策定に際して、ICT 活用について調査しました。

通常の学級において、一人一台のタブレット端末が整備されましたが、障害による学習上の困難さに応じた ICT 活用を行っている学校は、小学校で7割、中学校で3割程度となっています。

す。個別の障害による困難さに応じた活用の例として、端末の標準機能や電子黒板、学習ソフトを用い、ノートテイクの代替手段(文字入力、音声入力、写真撮影)や音声読み上げ機能、個別ドリルの活用などを行い、支援を要する生徒にとって効果的な学習が進められるようにしています。また、障害の有無に関わらず、同様の内容について、学級全体で活用できるようにし、児童・生徒が必要に応じて活用できるようにしている学校もあります。

②通級による指導または特別支援学級における障害による学習上の困難さに応じた ICT 活用

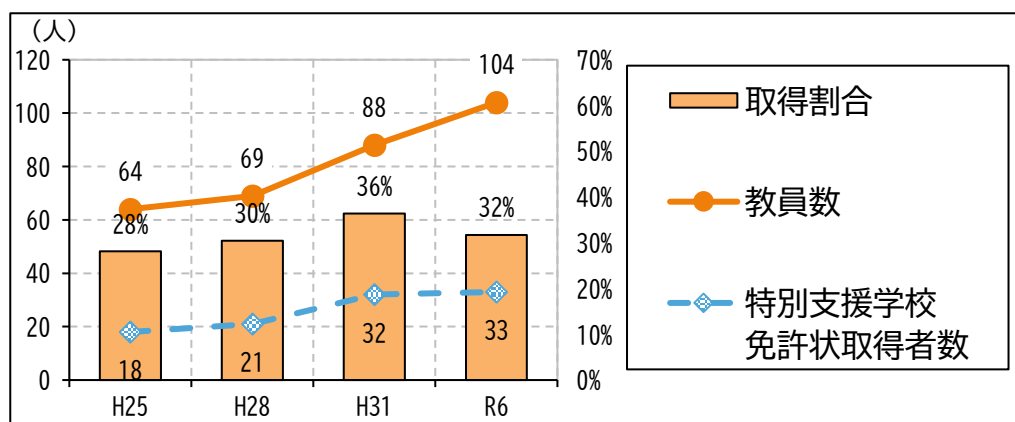


* 特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校を対象に調査(特別支援教室拠点校は巡回校における活用も含めて回答)している。

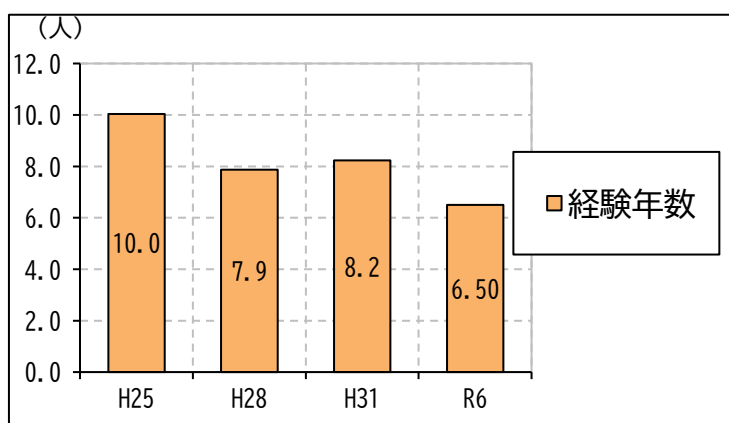
通級による指導や特別支援学級においては、通常の学級よりも ICT を活用している学校の割合が高くなっています。これら特別の指導の場においては小中学校ともに個別の障害による困難さに応じて、ICT を活用している例として、学習ソフトの活用や視覚的に分かりやすくなるよう動画の活用、文字入力によるコミュニケーション支援等の活用を行っています。また、それぞれ対象となる障害種別に応じた ICT の活用として、学級全体で同様の内容にて活用している学校もあります。

(8)特別支援教育にかかる教員の状況

①通級による指導または特別支援学級を担当する教員数と免許保持者数



②通級による指導または特別支援学級を担当する教員の特別支援教育担当経験年数



*経験年数について、今回調査から、学校ごとの平均年数を少数第1位までと指定して調査した。以前は指定なしだったため、参考程度とする。

特別支援教育を担当する教員は、特別支援教室制度開始に応じて大幅に増加しており、教員の特別支援学校の免許取得者の割合も増えていました。令和6年度では、平均の経験年数は短くなり、特別支援学校の免許取得者の割合も減ってきています。新規採用教員が特別支援教育の担当となることが増えていることが要因として考えられます。

特別支援教室の運営における取組

市立小中学校 28 校において、平成 28 年度から令和 3 年度にかけて、順次、特別支援教室による指導を開始いたしました。特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒を対象に、障害特性そのものの改善・克服ではなく、障害から生じる困難によるつまずきの軽減や学習の仕方等を身に付けるための指導を行います。

指導が行われ、適切なタイミングで指導を終了することができるよう、特別支援教室の運営においては、「原則の指導期間」を設定しています。

原則の指導期間とは

指導の成果を振り返る際は、困難を完全に解消したかどうかではなく、児童・生徒が自己の特性を理解して対応の仕方を学び、前向きに学習に取り組むことができるようになったかなど、在籍学級で感じていたつまずきが軽減したかという視点で振り返ります。この振り返りを行う節目の期間を「原則の指導期間」をいいます。

原則の指導期間は、年度の初めに入室した場合は、入室した学年の終わりまでです。年度の途中から入室した場合は、入室した翌年度の終わりまでです。

原則の指導期間に目標を達成できない場合には、必要に応じて延長することができます。また、指導の延長後、支援先を検討し、再度特別支援教室での支援が必要と判断された場合は、目標を見直して、再入室することができます。

これらは、令和 3 年 3 月に東京都教育委員会より示された特別支援教室のガイドラインに沿って運用をしております。

4 立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り

立川市第3次特別支援教育実施計画は、令和2（2020）年度を初年度とする5年間の計画で、本市における特別支援教育の目標達成に向け、3つの基本指針に基づく5の基本施策のもと、16の取組項目を掲げ、年次的・体系的に取り組んできました。

43にわたる具体的な取組はおおむね順調に進捗していますが、一部には課題も出ています。これらの成果や課題を5つの基本施策ごとに概略を整理すると、次のとおりとなっています。

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

取組項目1 早期連携・早期支援の充実

取組項目2 就学相談

取組項目3 就学前機関から小・中・高への連携

基本施策2 学校における指導体制・内容等の充実

取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進

取組項目5 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の活用

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

取組項目6 特別支援学級等の整備及び充実

取組項目7 教員の専門性向上

取組項目8 巡回相談の充実

取組項目9 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

基本施策4 関係機関との連携

取組項目10 適応指導教室との連携

取組項目11 特別支援学校との連携

取組項目12 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

取組項目13 特別支援教育に関わる関係機関との連携

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

取組項目14 交流及び共同学習の推進

取組項目15 副籍制度の実施

取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

主な
取組

- 子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談への連携を充実させるとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携、「就学支援シート」等の活用促進などを通して、就学前の支援の手立てを就学後へ引き継ぎ、スムーズな就学を支援しました。
- 就学相談の流れや手続き等をわかりやすくするため、保護者や就学前機関への説明会を実施するほか、就学相談を経て就学した児童・生徒について学校生活の適応に向けた継続相談を行いました。また、インクルーシブ教育システムの理念等の周知に取り組みました。
- 中学校区でこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級の間や特別支援学級間の連携が充実いたしました。また、「学校生活支援シート」の作成・活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図りました。

成果と
課題

- 発達相談を利用している保護者に、必要に応じて就学相談や教育相談を紹介しました。途切れ・すき間のない支援を推進していくため、関係部署間で情報共有し、連携した対応が必要です。また、幼保、小との円滑な接続のため、「就学支援シート」を活用し、幼保での指導や保育が小学校での指導に生かされるようさらに連携を深めていく必要があります。
- 保護者向け就学相談説明会及び就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士向け就学相談研修会を実施しました。インクルーシブ教育システムについて、保護者との相談や就学支援部会などにおいて伝達し、理解促進を図りました。保護者の相談ニーズは多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援の提案、関係機関との連携が必要とされています。また、管理職を中心として、校内委員会等の情報を学校全体で共有し、個々の児童・生徒の支援及び学校全体の教育活動の充実を進めていく必要があります。
- 特別支援学校高等部及び高校等の進学先へ、保護者の了解のもと「個別指導計画」や「学校生活支援シート」の引継ぎを行うよう、校長会及び知的障害特別支援学級担任主任会で周知しました。学校生活支援シート等を引継ぎ後、指導や支援が充実するよう効果的な活用を進めるとともに、今後もそれぞれの学校や学級での教職員間の連携の在り方について検討し、周知していく必要があります。

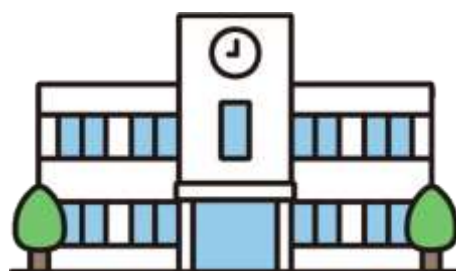
基本施策2 学校における指導体制・内容等の充実

主な 取組

- 学校経営に特別支援教育を明確に位置付けたうえで、特別支援教育コーディネーターの充実や校内委員会の充実などを進め、組織的な特別支援教育の推進を図りました。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援や施設整備への対応を進めました。
- 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成と活用を推進するとともに、「学校生活支援シート」の活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図りました。

成果と 課題

- 全小中学校が、「交流及び共同学習」の実施などインクルーシブ教育システムの視点に基づいた教育課程の編成を行っており、学校経営に特別支援教育を位置付けていることを確認するとともに、小中学校全校で、特別支援教育コーディネーターの複数指名を行いました。また、教育委員会の授業観察や特別支援教育担当教員研修にて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫について、大学講師等とも連携し、指導・助言しました。
- 特別支援学級及び特別支援教室等で教育的支援を受けている児童・生徒及び学校介助員を配置する児童・生徒に、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」を作成し、適切な指導及び必要な支援につなげました。「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を年度当初から、また不登校等で学校に通えていない状態であっても活用できるよう、運用方法を改善し、校長会、連絡会、研修会等を通して、適切な運用方法について周知していく必要があります。



基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

主な
取組

- 児童・生徒数に対応した知的障害特別支援学級の整備を行うとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設と特別支援教室の小中学校全校での適切な運用による発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援を進めます。また、保護者等に対する特別支援学級等に関する情報提供や、学校に対する特別支援学級教育課程編成や「個別指導計画」等の作成への支援、校舎のバリアフリー化への対応などを行いました。
- 特別支援教育に関する教員の専門性と授業力の向上のため、研修の充実や外部専門機関活用を検討、特別支援学校との連携による専門性向上プランを充実しました。また、特別支援学校教員免許取得率の向上のため、大学で行われる教員免許の認定講習について周知しました。また、研修や情報交換等を通し、特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上に取り組みました。
- 支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握や教員の指導に対する助言等がより効果的に行えるよう、教育相談員による学校への巡回相談の仕組みを確立しました。また、言語聴覚士等の派遣を継続しました。

成果と
課題

- 中学校の知的障害特別支援学級の増設工事や小学校2校の自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するとともに、廊下等の段差解消や階段コーナ一部に手摺の取り付け等の修繕を行ったほか小学校では新たにバリアフリースイレを設置し、環境整備を行いました。児童・生徒・教職員の障害の程度や状況に合わせ必要な改修等を行うとともに、学校施設の建替え時には施設全体のバリアフリー化を進めていきます。
- 特別支援学校や大学と連携した専門性向上プランに基づく教職員の研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図りました。また、外部の専門家等を招いた研修が実施できるよう、特別支援教室の拠点校と通級指導学級設置校や自閉症・情緒障害特別支援学級設置校の研修環境を整備しました。研修を受講した教職員が、自身の指導や支援に生かすとともに、受講内容を校内等で広く周知・還元するなど、特別支援教育に関する教職員の専門性を組織的に向上させる必要があります。
- 学校の要請に基づき、教育支援課の教育相談員の巡回相談を行い、支援の必要な児童・生徒の見立てと学校への助言を行いました。引き続き、巡回相談や言語聴覚士の派遣を行うとともに、学校と連携した保護者への理解啓発の取組についても検討していく必要があります。

基本施策4 関係機関との連携

主な 取組

- 教育支援センター（旧：適応指導教室）と教育相談の連携を進め、適切な指導・支援につなげました。また、教育支援センターでは東京都の「登校支援シート」を活用し、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援しました。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用して研修等を行うとともに、専門性向上プランに基づく研修体制の充実を図りました。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に付け、学校での適切な支援につなげました。
- 庁内関係課、就学前機関、医療機関、福祉事業者等とのネットワーク構築のため、定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる情報共有等を行いました。

成果と 課題

- 教育支援センター（旧：適応指導教室）の利用申し込みがあった児童・生徒及び保護者へ教育相談について情報提供し、希望に応じ相談を実施しました。また、教育相談員と教育支援センターの職員の連絡会を開催し、児童・生徒の情報共有や今後の取組などについて検討しました。「教育支援センター構想」推進のため、引き続き、指導課と教育支援課、関係機関が適切に連携した対応を進めていく必要があります。
- 就学支援部会の委員に特別支援学校から特別支援教育コーディネーターである教員の派遣などの協力を受けました。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の就学相談にあたっては相談員間で随時情報共有を行うとともに、就学先となる学校に支援会議等の場で共有し、適切な支援につなげました。

《参考》「教育支援センター構想」について

（「立川市の不登校の現状と対策について」令和2年11月立川市教育委員会）

○支援の視点

「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会性を身に付け、将来的に社会的自立につながることを目指す支援をする。

○教育支援センターの役割

- ・教育支援センター「おおぞら」「たまがわ」での、不登校児童・生徒への支援
- ・タブレット PC を活用した、児童・生徒等への遠隔支援
- ・学校と関係機関との連携の支援（コーディネーターとしての役割）
- ・児童・生徒の家庭への支援

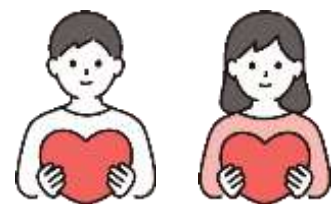
基本施策5 特別支援教育の理解啓発

主な
取組

- 各校の実態に即した「交流及び共同学習」の推進と内容の充実を図り、特別支援教育について児童・生徒及び保護者の理解を深めました。
- 副籍制度の周知を進め、より早期からの交流が行えるようにし、内容の充実を図ります。また、小中学校と近隣の特別支援学校との交流を進めました。
- 障害や特別支援教育について、リーフレットの作成・配布や広報の活用、講演会の開催等により理解啓発を進めました。

成果と
課題

- 知的障害特別支援学級においては、「交流及び共同学習」の年間指導計画を確認し、助言・指導を行うとともに、教育課程説明会等を通じて、計画的な「交流及び共同学習」の実施と「個別指導計画」に基づく評価の実施について周知しました。「交流及び共同学習」の推進の更なる充実に向けて、「交流及び共同学習」の計画実施・評価の在り方等について、検討が必要です。
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒については、より早期からの調整や交流の実現のため、就学相談の中で地域指定校の確認を行いました。今後も都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校と直接的、間接的な交流を図れるよう取り組む必要があります。
- 特別支援教育の推進と理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に特別支援教育講演会を開催しました。また、新入学保護者説明会で、発達障害に関するリーフレット「子育ての困りごと、ありませんか？」を配布し、発達障害に対する正しい理解や対処、相談窓口等について周知を行いました。
「就学相談のご案内」や「子育ての困りごと、ありませんか？」など引き続き作成し、理解啓発を進めていく必要があります。



第3章 計画の体系

1 計画の基本理念及び基本方針

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、早期より、途切れ・すき間のない支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市特別支援教育の方向性として、「連続性のある多様な学びの場と支援の充実」、「学校における指導の充実」及び「相談・連携体制の充実」を基本方針として掲げ、7の基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。



基本方針 1

連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害の有無に関わらず、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、安全・安心な学校生活を送ることができる環境整備や体制づくりを推進します。



基本方針 2

学校における指導の充実

充実した教職員研修や児童・生徒一人ひとりに応じた計画の作成、保護者・地域への理解啓発を通し、指導の充実に推進します。



基本方針 3

相談・連携体制の充実

就学時から中学校卒業後の進路までを見据えた相談や教育上の悩みに対する専門的な相談の充実とともに、関係機関と連携の充実に推進します。

2 計画の体系図

基本方針 1

基本方針1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

基本施策1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

- 取組項目1 特別支援学級等の整備・運営支援
- 取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

基本施策2 児童・生徒の安全・安心の確保

- 取組項目3 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備
- 取組項目4 バリアフリーの整備

基本方針 2

基本方針2 学校における指導の充実

基本施策3 指導体制の充実

- 取組項目5 教職員の専門性向上
- 取組項目6 校内体制の充実

基本施策4 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

- 取組項目7 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

- 取組項目8 交流及び共同学習の充実
- 取組項目9 副籍制度による交流活動の推進
- 取組項目10 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

基本方針 3

基本方針3 相談・連携体制の充実

基本施策6 切れ目のない就学相談

- 取組項目11 就学相談機能の充実
- 取組項目12 就学における関係機関との連携

基本施策7 切れ目のない教育相談

- 取組項目13 教育相談機能の充実
- 取組項目14 教育相談における関係機関との連携

第4章 事業の展開と今後の主な取組

基本方針 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

現 状

- 国はインクルーシブ教育システムの構築において、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であるという見解を示しています。本市は、これまで多様な学びの場を整備してきましたが、保護者等から、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設を求める意見が出ています。また、特別支援教室の開室以降、利用児童・生徒数は増加傾向にあります。

課 題

- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な学びの場を選択し、就学後のフォローアップができる学習環境や体制づくりを推進していく必要があります。

基本施策 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことを追求しつつ、小中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。

取組項目1 特別支援学級等の整備・運営支援

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級（知的、自閉症・情緒障害）や特別支援教室（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）、通級指導学級（難聴、言語障害）の学習環境や支援体制を整備します。

主な取組

- 支援が必要な児童・生徒の状況等に応じ、特別支援学級の整備及び運営面の支援を行います。また、新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。
- 特別支援学級において、障害による生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒に対し、指導員等を適切に配置します。

取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

児童・生徒一人ひとりの発達の程度、適応の状況等を考え合わせながら、就学後も柔軟に学びの場を変更できるよう、児童・生徒の状況等に応じた支援体制の充実について検討を進めます。

主な取組

- 児童・生徒の発達の程度等を客観的に把握するとともに、適切な環境整備や指導・支援の手立てについて助言するため、心理士等の専門家の派遣を行うほか、保育所等訪問支援等を活用します。
- 通常の学級において、障害による生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒が過ごしやすいよう、学校支援員等を適切に配置します。
- 支援体制の充実のため、地域人材等の活用(学校インターンシップの活用など)について検討します。



特別支援教室キラリの指導の様子

基本施策 2

児童・生徒の安全・安心の確保

障害のある児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や体制づくりを推進します。

取組項目3 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備

肢体不自由等の児童・生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や支援体制を整備します。

主な取組

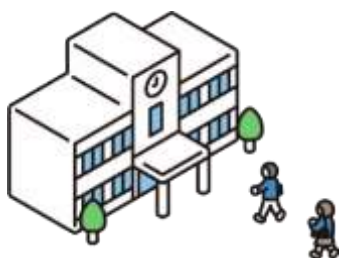
- 肢体不自由等により、介助や見守りが必要な児童・生徒に対し、介助員を適切に配置するとともに、定期的に児童・生徒の支援会議を実施します。
- 「立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対する学習環境や、安全で適切な医療的ケアを実施することができる支援体制を整備します。

取組項目4 バリアフリーの整備

様々な障害のある児童・生徒の合理的配慮につながる学校施設のバリアフリー化について、学校の状況等に応じた整備を進めます。

主な取組

- 児童・生徒の障害の程度や状況等に応じて、必要な施設改修等を行います。
- 学校施設の建替や改修時等においては、計画的に学校施設のバリアフリー化を進めます。



都立立川学園のセンター的機能を活用した研修



基本方針 2 学校における指導の充実

現 状

- 通常の学級を含め市立小中学校に在籍している障害のある児童・生徒の状況は多様となっていることから、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性や授業力等を高めていくことが求められています。また、共生社会の形成に向け、将来の社会の担い手である児童・生徒が障害について理解を深めることが求められています。

課 題

- すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を有したうえで、特別支援学級や通級による指導を担当する教職員を中心として、専門性のある支援が実施できる校内支援体制の構築が必要です。
- 共生社会の形成に向けて、児童・生徒、保護者、学校関係機関等、地域全体で特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

基本施策 3 指導体制の充実

都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。

取組項目5 教職員の専門性向上

特別支援教育に関する教職員の専門性の向上のため、研修の充実や医療や心理、教育等の専門家の活用、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実等に取り組みます。

主な取組

- 多様な障害の状態・困難さに応じた支援について、すべての教員が資質・能力を高めることができる、研修体制を整備します。
- 学校支援員等が、教員の指示を受けながら必要な支援を行うことができるよう、支援者として必要な資質・能力を高めるための研修を実施します。
- 学校におけるニーズに応じた研修を実施するために、特別支援学校のセンター的機能の活用や、医療や心理、教育等の専門家を派遣した研修を実施できる体制を整備します。

取組項目6 校内体制の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付けたうえで、学校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の充実、学校内外の人材の活用、近隣の特別支援学校との連携等、校内体制の充実を図ります。

主な取組

- 校内委員会を活用した専門家との連携など、効果的な特別支援教育実施体制について、学校経営計画に位置付けるなどの組織的な対応を進めます。
- 校内委員会や支援会議への専門家の派遣を通して、校内の特別支援教育実施体制を支援します。

基本施策 4 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

児童・生徒一人ひとりの実態に応じた指導を行うため、組織的・計画的な指導を実施します。

取組項目7 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりが、自己の特性にあった学び（学びのユニバーサルデザイン）ができるようにするため、ICT機器の活用を推進するとともに、「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を作成・活用した組織的・計画的な指導・支援に取り組みます。また、「学校生活支援シート」等の活用により、小中学校間や進学先等へ、指導や合理的配慮の状況などを着実に引き継ぎ、児童・生徒の適切な指導につなげていきます。

主な取組

- 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成にあたり、児童・生徒、保護者の願いに基づき、特性に応じた学びや支援につなげるため、教職員への理解を深める取組を実施します。
- 就学前機関が作成する「就学支援シート」などを活用した「学校生活支援シート」の作成及び進学先への引継ぎを進めます。
- 障害による学習の困難さに応じた指導について、ICT機器の活用事例を市内小中学校で共有します。



基本施策 5 特別支援教育の理解啓発

インクルーシブ教育システムの構築の一環として、各校の実態に応じて、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒の「交流及び共同学習」の内容の充実に取り組むとともに、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関して児童・生徒、保護者、地域への理解を深めます。

取組項目8 交流及び共同学習の充実

各校の実態に即して、通常の学級と特別支援学級における学びがつながる年間指導計画を作成し、豊かな人間性を育むための交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の更なる充実に取り組めます。

主な取組

- 各学校の教育課程に「交流及び共同学習」を位置付け、年間指導計画を作成するとともに、「交流及び共同学習」の実践内容について、市内小中学校で共有します。
- 「交流及び共同学習」の内容について、個々の実態に応じて取り組むことができるよう、「個別指導計画」に位置付けます。

取組項目9 副籍制度による交流活動の推進

児童・生徒や保護者の理解の下、市内小中学校と近隣の特別支援学校との副籍制度による交流の機会の充実に向けた取組を進めます。

主な取組

- 就学・転学相談において、副籍制度の説明を行うとともに、交流事例について、市内小中学校で共有します。

取組項目 10 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

共生社会の形成に向け、児童・生徒や保護者、学校関係機関、市民等に対する特別支援教育に関する理解啓発活動を推進します。

主な取組

- 特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級での取組や活動の様子等について、学校ホームページ等で情報発信します。
- 特別支援教育や障害のある児童・生徒の保護者支援等に関するリーフレット・広報誌の配布や市ホームページでの情報発信を行います。また、特別支援教育や共生社会等をテーマとする講演会実施します。
- 医療や福祉、学校関係機関、庁内関係部署等との連絡会や、地域の関係団体との意見交換会等を通じて、障害のある児童・生徒を取り巻く地域の実態などに応じた課題等について理解の共有を図ります。

基本方針 3 相談・連携体制の充実

現 状

- 就学における保護者の相談ニーズは多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。
- 教育相談については、発達と障害に関する相談のほか、いじめや不登校など、学校や家庭生活を巡る様々な相談を受けており、教育の視点だけで捉えて対応することが難しくなっています。

課 題

- 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために切れ目のない就学相談・教育相談機能の充実に取り組むとともに、医療や福祉等、多様な関係機関との連携体制を充実させていく必要があります。

基本施策 6 切れ目のない就学相談

児童・生徒、保護者に対し、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携体制をより一層充実させていきます。

取組項目 11 就学相談機能の充実

特別な支援を要する児童・生徒及び保護者が、一人ひとりに応じた学びの場を選択できるよう、教育や心理士等の資格を有する就学相談員が、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報の提供や支援内容の提案をします。

主な取組

- 「就学相談説明会」の開催、「就学相談のご案内」の発行等を通じて、保護者へのわかりやすい情報提供を行い、保護者からの相談要請に丁寧に対応します。
- 就学後も相談を必要とする児童・生徒の支援の方法について、保護者、学校と連携し、継続的な支援、助言を行います。



取組項目 12 就学における関係機関との連携

教育相談、児童発達支援センター（仮称）や子ども家庭センター（仮称）との連携や幼稚園・保育園と小学校など、関係機関との連携を進め、就学における児童・生徒の切れ目のない支援につなげます。

主な取組

- 「就学支援ファイル」、「就学支援シート」を通じて、就学前機関での子どもの様子・支援方法、就学相談の内容や、保護者の不安事・学校に伝えたい事を学校に適切に引き継ぎます。
- 就学前の相談や検診等の情報を、小学校等へ適切かつ円滑に引き継げるよう、引継ぎ方法等について研究・検討を進めます。
- 障害のある児童・生徒の放課後の過ごし方の相談等に対し、放課後等デイサービス事業者や学童保育所等との連携や情報の共有を進めます。

基本施策 7 切れ目のない教育相談

市内在住の幼児、小中学生、高校生とその保護者を対象に、教育上の悩みや不安事に対し、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげます。

取組項目 13 教育相談機能の充実

子どもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が主訴の改善やよりよい成長・発達を支援します。

主な取組

- 年長児から高校生とその保護者を対象に来所相談と電話相談を行い、カウンセリング、遊戯療法等を通じ、問題解決に向け支援をします。
- 学校からの要請に基づき学校へ心理士を派遣し、児童・生徒の見立てや教員への助言を行うとともに、学校と保護者の連携に向けた支援を行います。
- 多様化する相談内容に応じられるよう、研修やスーパービジョンを受け、相談員の資質・能力を高めます。

取組項目 14 教育相談における関係機関との連携

教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的な視点でのアセスメントの充実に取り組むとともに、教育や医療、福祉との連携により切れ目のない支援が実施できる環境整備を推進します。

主な取組

- 令和7年の立川市子育て支援・保健センターの開設に伴い、子ども家庭センター(仮称)、児童発達支援センター(仮称)と連携を深め、情報を共有し、教育、医療、福祉等が一体となった相談を実施します。
- 教育相談員が、児童・生徒の状況や様子を伺い、不登校等に対する支援を一緒に考えるとともに、定期的に教育支援センター等と情報交換会を開催し、不登校の児童・生徒について情報共有を行い、適切な支援につなげます。



プレイルーム（教育相談）の風景

資料編

以下、作成中

- 1 用語解説
- 2 計画策定体制・経過

1 用語解説

I	
用語	説明
I C T	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。

あ行	
用語	説明
いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）
医療的ケア	学校や在宅で日常生活に必要である、たんの吸引、経管栄養、導尿等、医療的な生活援助行為のこと。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、そのために、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

か行	
用語	説明
学習障害(LD)	学習障害は LD と略されることもあり、Learning Disorders または Learning Disabilities の略語とされる。全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。
学校支援員	児童・生徒の学校生活への適応支援や、通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒への個別支援を行う支援員。

用語	説明
学校生活支援シート（個別の教育支援計画）	障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。
教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。
教育支援センター	不登校の児童・生徒の在籍校への復帰を目指し、教育委員会が学校以外の場所や学校の余裕教室等を利用して指導を行う施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、柏小学校（小学生向け）と錦学習館（中学生向け）に設置している。
教育相談	中学校学習指導要領解説(特別活動編)によれば、教育相談は、一人ひとりの生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切であるとされている。 本市の教育支援課では、教育相談員(公認心理師等)が、市内の幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係などの養育上や教育上の保護者の心配ごとや、子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戯療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。
共生社会	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

用語	説明
言語障害通級指導学級	小中学校に設置されている通級指導学級の一つ。対象となる障害の程度は、口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。立川市では、小学校2校に設置している。
言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発問、認知などの各機能が関係しているが、コミュニケーションに問題がある場合に、その本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う者。
校内委員会	発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に置かれた特別支援教育に関する委員会。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条の定義に基づき、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を有し、行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。また、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。
交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものの。
個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。個別的教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。

さ行	
用語	説明
自閉症	自閉症とは、次の三つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。 (1) 対人関係の障害 (2) コミュニケーションの障害 (3) 限定した常同的な興味、行動及び活動 自閉症と同質の軽微な障害特性がある場合も、自閉スペクトラム症と呼ばれる。(スペクトラムとは「連続体」の意味。)
自閉症・情緒障害特別支援学級	小中学校に設置されている特別支援学級(固定制)の一つ。対象となる障害の程度は、①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、②主として、心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、とされている。
就学支援シート	支援や配慮が必要な子どものスムーズな小学校への就学、そして豊かな学校生活を送ることができるよう、子どもの様子や指導の手だて・手がかり、就学後も引継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、幼稚園、保育所等から小学校等に引き継いでいくもの。本市では、保護者の記入欄のほか、幼稚園・保育園等の記入欄がある。保護者が教育支援課に提出し、教育支援課から就学先の学校に提供する。
就学相談	心身や発達のことでの心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。本市では、就学相談員と保護者の面談、子どもの行動観察、発達検査などを行う。特別支援学級や特別支援学校への就学を検討している場合は、それぞれの見学・体験も行う。専門家等による審議を経て、子どもに必要な支援や望ましい就学先を保護者に提案する。また、相談の経過や資料は、「就学支援ファイル」として就学先に引き継ぐ。就学後に就学先の変更をする場合は転学相談を行う。子ども未来センターで教育支援課が実施している。
巡回相談	教育支援課の教育相談員等が学校の要請に基づいて各学校を訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握して、対象児童・生徒への理解やかかわりに対する助言を行う。

用語	説明
スクールカウンセラー(S C)	学校における教育相談体制等の機能の充実のために、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士などを学校に配置する。児童・生徒を対象とした教育相談、カウンセリングの他、教員及び保護者への助言・助言等を行う。平成 25(2013)年度から、市内の全小中学校に配置。
スクールソーシャルワ ーカー (SSW)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応する。教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童・生徒の支援を行う。

た行

用語	説明
知的障害特別支援学級	小中学校に設置されている特別支援学級(固定学級)の一つ。対象となる障害の程度は、知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの。固定制の学級。
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	注意欠陥多動性障害 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)は、ADHD と表記されることもある。注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴である。この3つの症状は通常7歳以前に現れる。 (1)多動性(おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする) (2)注意力散漫(うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある) (3)衝動性(約束や決まり事を守れないことや、せっかちでイライラしてしまうことがよくある) 一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期であるが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

用語	説明
通級による指導	小中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導(障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導)を行うもの。 指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで(学習障害、注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能)としている。
通級指導学級	通級による指導を行う場所の一つ。本市では、小学校に「難聴」及び「言語障害」の通級指導学級を設置している。
登校支援シート	不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成する。
特別支援学級	特別支援学級は、学校教育法第 81 条第 2 項の規定による、知的障害、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、自閉症・情緒障害者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童・生徒を対象とし、小中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小中学校の目的及び目標を達成するものである。本市では、小学校に知的障害と自閉症・情緒障害の学級、中学校に知的障害の学級を設置している。学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動を取り入れ、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することとしている。
特別支援学校	特別支援学校は、学校教育法第 72 条の規定による、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者のうち、学校教育法施行令 22 条の3に規定された障害の程度の児童・生徒を対象としている学校である。知的障害と肢体不自由は学区があり、本市は、立川学園(知的・小中・市内全域)、府中けやきの森学園(肢体・小中・羽衣町)、村山特別支援学校(肢体・小中・羽衣町以外)がある。

用語	説明
特別支援学校のセンター的機能	学校教育法第 74 条に規定されている、特別支援学校が、地域の幼稚園や小中学校、高等学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的の遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。 さらに、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。
特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。学校教員の中から学校長が指名する。
特別支援教室	通級による指導を行う場所の一つ。発達障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とする児童・生徒を対象としている。東京都が特別支援教育推進計画に基づき、「子どもが通って指導を受ける」通級指導学級から「子どもが在籍している学校へ先生が通って指導する」特別支援教室へ移行し、本市においても全ての学校で指導が受けられることができる。本市において、「キラリ」は、小学校の特別支援教室の愛称。「プラス」は、中学校の特別支援教室の愛称。
ドリーム学園	未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもを対象に、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させるため、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する児童発達支援を行う本市の施設。定員 25 名。遠足や運動会などの行事があり、週5日間の登園を基本とする。通園バスあり。児童福祉法の児童発達支援事業。

な行

用語	説明
難聴通級指導学級	小中学校に設置されている通級指導学級の一つ。対象となる障害の程度は、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。立川市では小学校1校に設置している。

は行

用語	説明
発達障害	発達障害支援法の定義によれば、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
副籍制度	都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続を図る制度。

や行

用語	説明
ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすいようにデザインする考え方。ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、発展させた考え方。



2 計画策定体制・経過

会議経過

教育委員会定例会

回	開催日	付議案件
令和6（2024）年		
第2回	1月26日	立川市第4次特別支援教育実施計画の策定方針について
第12回	6月27日	立川市第3次特別支援教育実施計画の進捗状況について
第13回	7月12日	立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会及び立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会の構成について
第20回	10月20日	立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について
令和7（2025）年		

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会

回	開催日程	主な議事
第1回	令和6（2024）年7月30日	○ 委員会の目的、検討内容、進め方等について ○ 国・東京都の特別支援教育の動向及び本市の特別支援教育に関する状況について
第2回	令和6（2024）年9月17日	○ 学校における特別支援教育の取組等の状況について ○ 立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り及び今後の施策展開について ○ 立川市第4次特別支援教育実施計画の骨子（案）について
第3回	令和6（2024）年11月6日	○ 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）について
第4回	令和6（2024）年12月6日	○ 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）について（とりまとめ）

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員

(敬称略)

	氏 名	所属団体等
会 長	金 子 健	明治学院大学名誉教授
副 会 長	宮 田 章 子	さいわいこどもクリニック
委 員	市 川 裕 二	東京都立立川学園
委 員	兒 玉 淑 江	立川市立中学校PTA連合会
委 員	小 松 佳 世 子	立川市手をつなぐ親の会
委 員	佐 藤 邦 彦	立川市立松中小学校
委 員	堀 田 康 雄	立川市立小学校PTA連合会
委 員	山 口 聡	立川市立立川第二中学校
委 員	横 山 智 美	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
委 員	中 村 ひ と み	公募市民
委 員	柳ヶ瀬 栄三郎	公募市民

市民参加

立川市第4次特別支援教育実施計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、○人から○件のご意見をいただきました。

公募期間	令和○（○○○○）年○月○日～○月○日
提出者数・件数	○人・○件
意見を反映した件数	○件

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立川市の特別支援教育の推進に向けて立川市第4次特別支援教育実施計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、計画の案（以下「計画案」という。）の検討を行うため、立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画案の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の校長 1人
- (3) 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める小学校（以下「市立小学校」という。）の校長 1人
- (4) 立川市立学校設置条例別表に定める中学校（以下「市立中学校」という。）の校長 1人
- (5) 市立小学校PTA連合会の代表 1人
- (6) 市立中学校PTA連合会の代表 1人
- (7) 障害者団体の代表 2人
- (8) 公募市民 2人以内

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

(報告)

第7条 検討委員会は、必要に応じて会議の内容を教育委員会に報告するものとする。

2 検討委員会は、計画案の検討が終了したときは、検討結果を教育委員会に報告するものとする。

(謝礼及び記念品)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈する。

(オブザーバー)

第9条 検討委員会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が指名する。

- (1) 子ども家庭部子ども家庭支援センター長
- (2) 子ども家庭部保育振興担当課長
- (3) 教育委員会事務局教育部指導課長
(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。